

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2016年6月24日
【事業年度】	第104期（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）
【会社名】	参天製薬株式会社
【英訳名】	SANTEN PHARMACEUTICAL CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 黒川 明
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区大深町4番20号
【電話番号】	06(4802)9322
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO) 兼財務本部長 越路 和朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準			
	移行日	第102期	第103期	第104期
決算年月	2013年 4月1日	2014年3月	2015年3月	2016年3月
売上収益 (百万円)	-	146,260	161,831	195,291
税引前当期利益 (百万円)	-	30,361	35,863	79,470
親会社の所有者に 帰属する当期利益 (百万円)	-	19,718	24,032	53,373
親会社の所有者に 帰属する当期包括利益 (百万円)	-	27,169	32,446	57,373
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	167,857	187,210	211,779	260,009
総資産額 (百万円)	206,760	237,640	304,200	355,399
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	406.29	452.43	511.14	627.78
基本的1株当たり 当期利益 (円)	-	47.78	58.18	128.99
希薄化後1株当たり 当期利益 (円)	-	47.63	57.93	128.41
親会社所有者帰属 持分比率 (%)	81.2	78.8	69.6	73.2
親会社所有者帰属 持分当期利益率 (%)	-	11.1	12.0	22.6
株価収益率 (倍)	-	19.2	30.1	13.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	26,686	25,386	22,525
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	7,847	61,709	37,052
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	7,954	28,960	24,066
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	60,237	72,397	65,923	99,798
従業員数 (名)	3,050	3,072	3,230	3,463

(注) 1 売上収益には、消費税等は含まれていません。

2 第103期より国際会計基準(以下、IFRS)に基づいて連結財務諸表を作成しています。

また、移行日および第102期のIFRSに基づいた経営指標等も併せて記載しています。

3 上記金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

回次	日本基準			
	第100期	第101期	第102期	第103期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月
売上高 (百万円)	114,416	119,066	148,663	161,881
経常利益 (百万円)	27,780	25,602	27,924	34,516
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	17,160	16,520	17,109	22,570
包括利益 (百万円)	16,966	21,728	25,378	31,278
純資産額 (百万円)	164,861	165,132	181,209	204,719
総資産額 (百万円)	198,801	199,640	231,106	296,357
1株当たり純資産額 (円)	1,887.81	1,998.44	437.90	494.05
1株当たり当期純利益 (円)	196.96	195.81	41.46	54.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	196.76	195.51	41.33	54.41
自己資本比率 (%)	82.8	82.6	78.2	68.9
自己資本利益率 (%)	10.7	10.0	9.9	11.7
株価収益率 (倍)	17.9	22.7	22.1	32.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	21,483	9,942	25,958	24,763
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	10,272	4,595	6,694	61,087
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	8,559	21,557	7,953	28,960
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	75,035	59,797	72,397	65,923
従業員数 (名)	3,053	3,050	3,072	3,230

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

- 2 第103期の日本基準による諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けていません。
- 3 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
- 4 第100期および第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。
- 5 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
売上高 (百万円)	103,200	106,647	128,718	138,432	156,117
経常利益 (百万円)	27,776	26,404	29,746	33,884	30,550
当期純利益 (百万円)	16,502	17,702	19,861	22,483	51,454
資本金 (百万円)	6,694	7,080	7,264	7,383	7,695
発行済株式総数 (千株)	87,146	82,469	82,583	82,653	414,192
純資産額 (百万円)	168,089	166,203	180,598	203,211	252,151
総資産額 (百万円)	196,427	194,464	219,406	286,362	334,659
1株当たり純資産額 (円)	1,924.85	2,011.42	436.42	490.40	607.08
1株当たり配当額 (円)	100.00	100.00	100.00	110.00	25.00
(うち1株当たり 中間配当額) (円)	(50.00)	(50.00)	(50.00)	(50.00)	(12.00)
1株当たり当期純利益 (円)	189.40	209.82	48.13	54.43	124.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	189.21	209.49	47.98	54.20	123.79
自己資本比率 (%)	85.4	85.3	82.1	70.8	75.1
自己資本利益率 (%)	10.1	10.6	11.5	11.7	22.7
株価収益率 (倍)	18.7	21.2	19.0	32.2	13.6
配当性向 (%)	52.8	47.7	41.6	40.4	20.1
従業員数 (名)	1,927	1,903	1,878	1,899	1,891

- (注) 1 提出会社の財務諸表は日本基準に基づいて作成しています。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 第100期および第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。
- 4 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しました。「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、第102期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

2【沿革】

1890年、田口謙吉が大阪市東区北浜に田口参天堂を創業し、風邪薬「ハカリ印ヘブリン丸」を発売しました。1899年、当時の東京帝国大学病院の汎用処方为基础にして眼科薬を開発し「大学目薬」の商標で発売しました。これにより社業は飛躍的に伸展しましたので、1914年、田口謙吉と三田忠幸を主たる出資者として合資会社参天堂を設立しました。なお、このときの代表社員は、田口謙吉、三田忠幸の2名でした。

1925年7月、資本金1百万円で参天堂株式会社を設立、同年11月、合資会社参天堂を解散し、その営業権他一切を参天堂株式会社（社長は三田忠幸）に継承しました。

会社設立以降の主な変遷については、以下のとおりです。

年月	事項
1935 .	大阪市東淀川区下新庄町（現・東淀川区下新庄）に淀川工場（大阪工場）開設
1944 .	本社（東区北浜（現・中央区北浜））を淀川工場敷地内に移転
1945 . 3	営業内容を明確に表示するため商号に製薬の名称を入れ参天堂製薬株式会社に変更
1958 . 6	新たに医療用医薬品発売を契機として商号を参天製薬株式会社と変更
1963 . 11	大阪証券取引所市場第二部上場
1964 . 4	東京証券取引所市場第二部上場
1970 . 10	本社社屋を建設
1977 . 10	東京証券取引所、大阪証券取引所市場第一部上場
1985 . 1	石川県羽咋郡志雄町（現・宝達志水町）に能登工場を開設
1992 . 5	能登工場第2棟を増設
1993 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパにSanten Inc.（現・連結子会社）を設立
1996 . 4	中国・北京市に北京事務所を開設
	奈良県生駒市に奈良R&Dセンター眼科研究所（現・奈良研究開発センター）を開設
1996 . 7	滋賀県犬上郡多賀町に滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）を開設
1996 . 10	能登工場第3棟を増設
1997 . 2	フィンランド・タンペレ市に医薬品製造会社 Santen Oy（現・連結子会社）を設立
1997 . 3	フィンランドの眼科薬メーカー スターを買収
2001 . 11	アメリカの眼科医療機器会社 Advanced Vision Science, Inc.（現・連結子会社）を買収
2002 . 1	アメリカ・カリフォルニア州・ナパに持株会社 Santen Holdings U.S. Inc.（現・連結子会社）を設立
2002 . 11	奈良研究開発センター北棟を増設
2003 . 9	滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）第2棟が操業開始
2005 . 9	中国・蘇州市に参天製薬（中国）有限公司（現・連結子会社）を設立
2008 . 11	奈良研究開発センターに製剤開発棟および新付属棟を増設
2011 . 7	Santen Holdings U.S. Inc.およびSanten Inc.の本社所在地をアメリカ・カリフォルニア州・ナパからアメリカ・カリフォルニア州・エメリービル市へ移転 インド・バンガロール市にSanten India Private Limited（現・連結子会社）を設立
2011 . 10	フランスの眼科医薬品会社 Novagali Pharma S.A.（連結子会社）を買収
2012 . 3	オランダ・アムステルダム市に持株会社 Santen Holdings EU B.V.（現・連結子会社）を設立 Novagali Pharma S.A.の会社形態の変更により、Novagali Pharma S.A.S.（連結子会社）へ変更
2013 . 3	滋賀工場（現・滋賀プロダクトサプライセンター）中央棟を増設
2013 . 4	Novagali Pharma S.A.S.の社名をSanten S.A.S.（現・連結子会社）へ変更
2013 . 6	本社機能を大阪市東淀川区から大阪市北区へ移転
2013 . 9	中国・蘇州市に参天医薬販売（蘇州）有限公司（現・連結子会社）を設立
2013 . 10	ベトナム・ホーチミン市にホーチミン事務所を開設
2013 . 12	シンガポールにSanten Pharmaceutical Asia Pte.Ltd.（現・連結子会社）を設立
2014 . 7	Merck & Co., Inc.が有する眼科用医薬品およびこれらの製品に関連する権利等一式の譲受け イタリア・ミラノ市にSanten Italy S.r.l.（現・連結子会社）を設立

年月	事項
2014. 8	スイス・ジュネーブ市にSanten Switzerland SA (現・連結子会社) およびイギリス・サリーにSanten UK Limited (現・連結子会社) を設立
2014. 10	フィリピン・マカティ市にSANTEN PHILIPPINES INC. (現・連結子会社) およびタイ・バンコク市にSANTEN (THAILAND) CO., LTD. (現・連結子会社) を設立
2014. 11	マレーシア・プタリン・ジャヤ市にSANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. (現・連結子会社) を設立
2014. 12	スペイン・マドリード市にSanten Pharmaceutical Spain, S.L. (現・連結子会社) を設立
2015. 7	中国・北京市の北京事務所を閉鎖
2015. 8	参天製薬株式会社の抗リウマチ薬事業をあゆみ製薬株式会社へ承継
2016. 4	参天ビジネスサービス株式会社を設立

3【事業の内容】

参天製薬グループは、当社と連結子会社23社（期末現在）により構成されており、「医薬品の研究開発・製造・販売を中心とする医薬品事業」を主な事業として取り組んでいます。

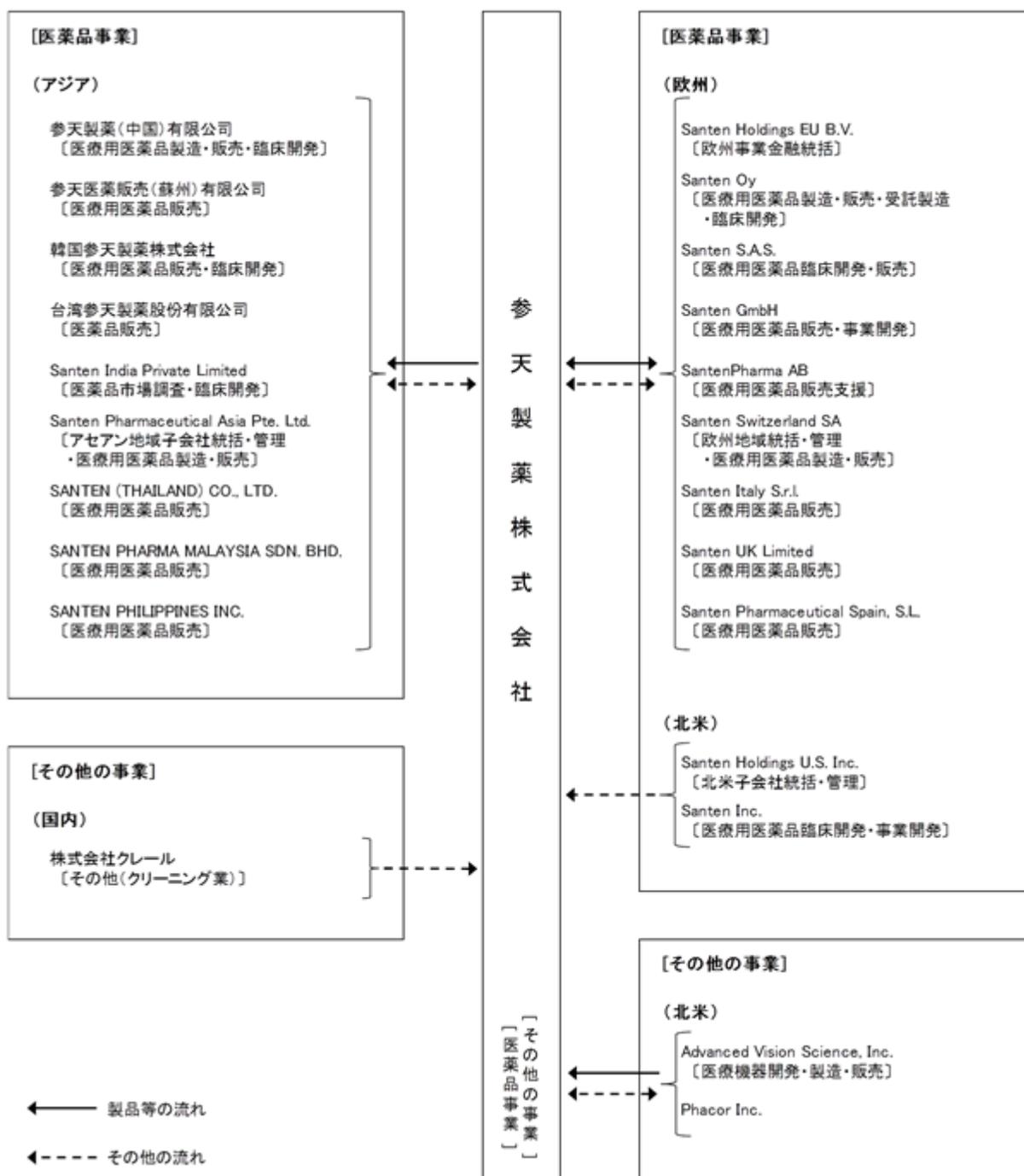
参天製薬グループの事業区分および当社と連結子会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりです。

なお、次の2区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記」に掲げるセグメントの区分と同一です。

事業区分		会社
医薬品事業	医療用医薬品	(日本) 当社 (欧州) Santen Holdings EU B.V. Santen Oy Santen S.A.S. Santen GmbH SantenPharma AB Santen Switzerland SA Santen Italy S.r.l. Santen UK Limited Santen Pharmaceutical Spain, S.L. (アジア) 参天製薬(中国)有限公司 参天医薬販売(蘇州)有限公司 韓国参天製薬株式会社 台湾参天製薬股份有限公司 Santen India Private Limited Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd. SANTEN (THAILAND) CO., LTD. SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD. SANTEN PHILIPPINES INC. (北米) Santen Holdings U.S. Inc. Santen Inc.
	一般用医薬品	(日本) 当社 (アジア) 台湾参天製薬股份有限公司
その他の事業	医療機器	(日本) 当社 (北米) Advanced Vision Science, Inc.
	その他	(日本) 株式会社クレール (北米) Phacor Inc.

なお、2016年4月に当社の間接サポート業務を集約した参天ビジネスサービス株式会社を設立しました。

以上の事業系統図の概略は下記のとおりです。



4【関係会社の状況】

2016年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社クレール	滋賀県 犬上郡 多賀町	百万円 90	その他 (クリーニング業)	100.0	当社が無塵・無菌服のク リーニングを委託してい ます。 役員の兼任 - 名
Santen Holdings U.S. Inc.	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	千アメリカドル 24,784	医薬品 (北米子会社統括 ・管理)	100.0	北米子会社の統括・管理を 委託しています。 役員の兼任 - 名
Santen Inc.	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	千アメリカドル 8,765	医薬品 (医療用医薬品 臨床開発・事業開発)	100.0 (100.0)	当社が医薬品の臨床開発、 医薬学術情報に係る調査分 析および事業開発を委託し ています。 役員の兼任 - 名
Advanced Vision Science, Inc.	アメリカ カリフォルニア州 ゴレタ	千アメリカドル 10	その他 (医療機器開発 ・製造・販売)	100.0 (100.0)	当社が医療機器を輸入して おり、また当社が医療機器 の研究開発を委託してい ます。 役員の兼任 - 名
Phacor Inc.	アメリカ カリフォルニア州 サンルイス オビスポ市	千アメリカドル 10	その他	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Holdings EU B.V.	オランダ アムステルダム市	千ユーロ 50	医薬品 (欧州事業金融統括)	100.0	役員の兼任 - 名
Santen Oy	フィンランド タンペレ市	千ユーロ 20,000	医薬品 (医療用医薬品製造・ 販売・受託製造 ・臨床開発)	100.0 (100.0)	当社が医薬品の輸出入、医 薬品等の臨床開発および販 売活動の委託ならびに製造 販売権を付与しています。 役員の兼任 - 名
Santen S.A.S.	フランス エブリー市	千ユーロ 1,976	医薬品 (医療用医薬品 臨床開発・販売)	100.0 (100.0)	医薬品の臨床開発を受委託 しています。 役員の兼任 - 名
Santen GmbH	ドイツ ミュンヘン市	千ユーロ 25	医薬品 (医療用医薬品販売 ・事業開発)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SantenPharma AB	スウェーデン ストックホルム市	千スウェーデン クローナ 500	医薬品 (医療用医薬品 販売支援)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Switzerland SA	スイス ジュネーブ市	千スイスフラン 2,000	医薬品 (欧州地域統括 ・管理・医療用医薬品 製造・販売)	100.0 (100.0)	当社が欧州地域統括・管理 の委託および製造販売権を 付与しています。 役員の兼任 - 名
Santen Italy S.r.l.	イタリア ミラノ市	千ユーロ 10	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen UK Limited	イギリス サリー	千ポンド 2,300	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
Santen Pharmaceutical Spain, S.L.	スペイン マドリード市	千ユーロ 3	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
参天製薬(中国) 有限公司	中国 蘇州市	百万円 3,800	医薬品 (医療用医薬品製造 ・販売・臨床開発)	100.0	当社が医薬品等を輸出し、 医療用医薬品の中国での製 造販売権を付与していま す。また当社が臨床開発を 委託しています。 役員の兼任 - 名
参天医薬販売 (蘇州)有限公司	中国 蘇州市	千元 10,000	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
韓国参天製薬 株式会社	韓国 ソウル市	千韓国ウォン 29,000,000	医薬品 (医療用医薬品販売 ・臨床開発)	100.0	当社が医薬品等を輸出して おり、また当社が販売活動 および臨床開発を委託して います。 役員の兼任 - 名
台湾参天製薬股份 有限公司	台湾 台北市	千台湾ドル 42,000	医薬品 (医薬品販売)	100.0	当社が医薬品等を輸出して います。 役員の兼任 - 名
Santen India Private Limited	インド バンガロール市	千インドルピー 48,500	医薬品 (医薬品市場調査 ・臨床開発)	100.0 (0.1)	当社が医薬品の市場調査お よび臨床開発を委託してい ます。 役員の兼任 - 名
Santen Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.	シンガポール	千シンガポール ドル 20,500	医薬品 (アセアン地域子会社 統括・管理 ・医療用医薬品製造 ・販売)	100.0	当社がアセアン地域子会社 統括・管理の委託、医薬品 等の輸出および製造販売権 を付与しています。 役員の兼任 - 名
SANTEN (THAILAND) CO., LTD.	タイ バンコク市	千タイバーツ 100,000	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN PHARMA MALAYSIA SDN. BHD.	マレーシア スパン・ジャヤ市	千マレーシア リングギット 4,000	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名
SANTEN PHILIPPINES INC.	フィリピン マカティ市	千フィリピン ペソ 43,309	医薬品 (医療用医薬品販売)	100.0 (100.0)	役員の兼任 - 名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しています。

- 2 Santen Holdings U.S. Inc.、Santen Inc.、Santen Oy、参天製薬(中国)有限公司、韓国参天製薬株式会社
およびSanten Pharmaceutical Asia Pte. Ltd.は特定子会社です。
- 3 「議決権の所有割合」欄の()内は間接所有割合で内数です。
- 4 有価証券届出書および有価証券報告書を提出している子会社はありません。
- 5 連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある子会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2016年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	3,288
その他の事業	175
合計	3,463

(注) 従業員数は就業人員数で、パートタイマーおよび派遣社員を除いています。

(2) 提出会社の状況

2016年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,891	42歳3ヶ月	16年2ヶ月	8,091

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	1,810
その他の事業	81
合計	1,891

- (注) 1 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。
 2 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

参天製薬グループでは、当社および連結子会社2社が労働組合を組織しています。

当社は、参天グループ従業員組合を組織し(組合員数 1,372名)、事務所を大阪市東淀川区下新庄に置く単一組合で、現在無所属であり、自主的に活動しています。また、Santen Oy(連結子会社)においては、工場に勤務する労働者、事務職の管理職員および事務職の一般職員が各々の労働組合を組織しています。参天製薬(中国)有限公司(連結子会社)においては、全社員で労働組合を組織しています。労使関係は良好で、相互によく理解し協調の実をあげています。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

<1>IFRS(フル)ベース

参天製薬グループでは、日本、アジア、欧州および米国などで事業を展開しています。また、参天製薬株式会社の株主構成は、外国人投資家の株式保有比率が40%を超える高い水準となっています。これらの状況を踏まえ、資本市場において、財務情報の国際的な比較性向上を目指し、前連結会計年度末より国際会計基準(以下、IFRS)を適用しています。

日本基準とIFRSとの主要な差異は次のとおりです。

(表示科目)

- ・IFRSの「売上収益」は、日本基準での「売上高」に相当します。
- ・IFRSの「営業利益」は、日本基準での「営業利益」と異なり、従来の営業活動に関する利益に加えて、日本基準での「営業外収益」、「営業外費用」、「特別利益」および「特別損失」項目が含まれます。ただし、これらの項目のうち、受取利息や支払利息、為替差損益などは「金融収益」、「金融費用」として区分され、IFRSの「営業利益」には含まれません。

(詳細項目)

- ・日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、一定の要件を満たしたものを無形資産として計上し、使用可能となった時点から見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。
- ・日本基準では、のれんについては、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは償却を行っていません。
- ・日本基準では、退職給付に係る数理計算上の差異を発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数で償却していましたが、IFRSでは確定給付負債の純額の再測定金額を発生時にその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。

ア)業績の状況

当連結会計年度の国内医療用眼科薬市場は、網膜疾患治療剤および緑内障治療剤の伸長等により、前連結会計年度と比べ拡大しました。海外医療用眼科薬市場は、欧州・アジアで堅調に推移しました。また、国内一般用眼科薬市場は、前連結会計年度と比べ大幅に拡大しました。

このような市場環境の下、事業は堅調に推移し、当連結会計年度の業績は増収増益となりました。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	対前年度増減率
売上収益	161,831	195,291	20.7%
営業利益	35,374	80,180	126.7%
税引前当期利益	35,863	79,470	121.6%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	24,032	53,373	122.1%

〔売上収益〕

前連結会計年度と比べ20.7%増加し、1,952億9千1百万円となりました。

これは、主力の国内医療用医薬品事業における眼科用VEGF阻害剤「アイリーア硝子体内注射液」の継続的な売上伸長や、米メルク社の眼科製品の譲受けに伴う海外を中心とした成長等によるものです。

〔営業利益〕

売上総利益は、大幅な売上収益の増加に伴い、前連結会計年度と比べ170億5百万円増加し、1,224億6千3百万円となりました。なお、売上原価率は、前連結会計年度と比べ2.5ポイント増加し、37.3%となりました。

販売費及び一般管理費は、米メルク社の眼科製品の譲受けに伴い、販売活動に関する費用が増加したことなどにより、前連結会計年度と比べ21.5%増加し、594億6百万円となり、研究開発費は、199億9千万円となりました。また、上述の米メルク社の眼科製品の譲受けに伴う無形資産の償却費を計上したこと、また、新製品「アイケルビス」の欧州での発売開始に伴い無形資産の償却が開始されたことなどにより、製品に係る無形資産償却費は、62億5百万円となりました。その他の収益は、抗リウマチ薬事業のあゆみ製薬株式会社への承継に伴う収益などにより449億9千9百万円、その他の費用は、固定資産の売却に伴う損失を計上したことなどにより16億8千1百万円となりました。

これらにより、営業利益は801億8千万円となり、前連結会計年度と比べ126.7%増加しました。

〔税引前当期利益〕

税引前当期利益は、794億7千万円となり、前連結会計年度と比べ121.6%増加しました。

〔親会社の所有者に帰属する当期利益〕

親会社の所有者に帰属する当期利益は、533億7千3百万円となり、前連結会計年度と比べ122.1%増加しました。売上収益に対する当期利益の比率は、27.3%となりました。

イ) セグメント別業績の状況

参天製薬グループは、医薬品事業とその他の事業セグメントから構成されます。売上収益の多くは医薬品事業によっており、その全売上収益に占める比率は、98.6%になります。

医薬品事業の売上収益は、前連結会計年度と比べ20.9%増加し、1,925億5千4百万円となりました。営業利益は、811億5千9百万円となりました。一方、その他の事業の売上収益は、前連結会計年度と比べ6.5%増加し、27億3千7百万円となりました。営業損失は、9億7千9百万円となりました。

(単位 百万円)

	国内		海外		合計	
	金額	対前年度増減率	金額	対前年度増減率	金額	対前年度増減率
医薬品事業	139,196	13.8%	53,358	44.4%	192,554	20.9%
医療用医薬品	128,278	10.9%	53,271	44.4%	181,550	19.0%
うち眼科薬	124,165	17.9%	48,379	57.5%	172,545	26.8%
うち抗リウマチ薬	3,495	63.5%	-	100.0%	3,495	63.7%
うちその他医薬品	617	18.7%	4,892	19.9%	5,510	19.8%
一般用医薬品	10,918	64.5%	87	28.8%	11,004	64.1%
その他の事業	2,654	5.1%	84	92.4%	2,737	6.5%
医療機器	2,323	2.4%	71	62.7%	2,394	3.5%
その他	330	28.8%	13	-	343	33.8%
合計	141,849	13.6%	53,442	44.5%	195,291	20.7%

(注) 1 抗リウマチ薬事業については、2015年8月にあゆみ製薬株式会社に事業承継しています。

2 各セグメントの売上収益は、外部顧客に対する売上収益を表しています。

) 医薬品事業

a) 医療用医薬品

(眼科薬)

・国内

医療施設ごとの潜在ニーズとその変化を的確に捉えた医薬情報提供などの普及促進活動を展開していることにより、国内医療用眼科薬の売上収益は、前連結会計年度と比べ17.9%増加し、1,241億6千5百万円となりました。

緑内障・高眼圧症においては、主力製品の「タプロス点眼液」、「コソプト配合点眼液」はほぼ計画通り推移しました。それぞれの製品の売上収益は、「タプロス点眼液」は、前連結会計年度と比べ10.1%増加し、91億6千8百万円となりました。「コソプト配合点眼液」は、前連結会計年度と比べ4.9%増加し、112億1千4百万円となりました。

角結膜疾患治療剤領域においては、ドライアイ（眼球乾燥症候群）などに伴う角結膜上皮障害の治療剤「ヒアレイン点眼液」および「ジクアス点眼液」はほぼ計画通り推移しました。それぞれの製品の売上収益は、「ヒアレイン点眼液」は、前連結会計年度と比べ5.4%減少し、144億9千1百万円となりました。「ジクアス点眼液」は、前連結会計年度と比べ19.7%増加し、88億8千万円となりました。

合成抗菌点眼剤領域においては、「クラビット点眼液」、「タリビット点眼液」両剤合わせた売上収益は、前連結会計年度と比べ9.2%減少し、65億9千1百万円となりました。

抗アレルギー点眼剤領域では、「アレジオン点眼液」を中心に医薬情報提供活動に注力した結果、「アレジオン点眼液」と「リボスチン点眼液」を合わせた売上収益は、前連結会計年度と比べ16.4%増加し、104億3千1百万円となりました。

網膜疾患治療剤領域においては、滲出型加齢黄斑変性等の治療ニーズに応える「アイリーア硝子体内注射液」の売上収益は、市場が拡大する中、順調な市場浸透の結果、前連結会計年度と比べ60.7%増加し、399億8千8百万円となりました。

・海外

米メルク社の眼科製品の譲受けの効果もあり、海外における売上収益は、円換算ベースで前連結会計年度と比べ57.5%増加し、483億7千9百万円となりました。

欧州における売上収益は、円換算ベースで前連結会計年度と比べ82.8%増加し、255億8千6百万円となりました。緑内障・高眼圧症治療剤「タフロタン」、「タプティコム」の普及促進活動に加え、角膜炎を適応症とする「アイケルビス」の発売により、参天製薬グループの製品の市場浸透が進んでいます。

アジアにおける売上収益は、円換算ベースで前連結会計年度と比べ36.0%増加し、225億2百万円となりました。主力品の普及促進活動の展開により、中国を中心に韓国、アセアン諸国においても当社製品の市場浸透が進んでいます。

(抗リウマチ薬)

「リマチル錠」、「アザルフィジンEN錠」ならびに「メトレート錠」等を合わせた売上収益は、前連結会計年度と比べ63.7%減少し、34億9千5百万円となりました。これは2015年4月から7月までの期間の業績です。2015年8月に抗リウマチ薬事業はあゆみ製薬株式会社へ承継しました。

(その他医薬品)

その他医薬品には、技術提携（導出）契約に基づく収入、受託製造等が含まれます。また、米メルク社の眼科製品の譲受けに関し、関連する法制上の手続きが完了し、各国・地域で参天製薬グループの製品としての販売が開始されるまでの間、米メルク社側に生じた利益の一部が契約に基づいて当社に還元されます。この収入が42億7千7百万円あったことにより、その他医薬品の売上収益は、55億1千万円となりました。

b) 一般用医薬品

一般用医薬品の売上収益は、「サンテ」シリーズ全体のブランド価値向上のための販売促進活動に注力したこと、インバウンド需要の拡大、高価格品が堅調に推移したことなどにより、前連結会計年度と比べ64.1%増加し、110億4百万円となりました。

) その他の事業
(医療機器)

医療機器の売上収益は、高屈折率のアクリル素材を光学部に用いたフォールダブル眼内レンズ「エタニティー」シリーズの普及促進活動に注力した結果、国内の競合の影響などもありましたが、前連結会計年度と比べ3.5%増加し、23億9千4百万円となりました。

(その他)

その他の売上収益は、サプリメント製品の販売によるものと株式会社クレール(連結子会社)での無塵・無菌服のクリーニング業によるもので、3億4千3百万円となりました。

ウ) その他の損益の状況

主に受取利息や受取配当金、支払利息、為替差損益などの金融に関連する項目から構成される「金融収益」「金融費用」については、金融収益が前連結会計年度と比べ1.8%増加し、7億8千2百万円となりました。金融費用は、為替差損の影響により、前連結会計年度と比べ434.1%増加し、14億9千2百万円となりました。

法人所得税費用は、税引前当期利益が増加したことや、日本における法人税法等改正に伴う繰延税金資産の取崩しの影響などもあり、前連結会計年度と比べ120.6%増加し、260億9千7百万円となりましたが、税引前当期利益に対する法人所得税費用の比率は、前連結会計年度の33.0%から32.8%となりました。

これらの結果、当期利益は、前連結会計年度と比べ122.1%増加し、533億7千3百万円となり、売上収益に対する当期利益の比率は、前連結会計年度の14.9%から27.3%となりました。

基本的1株当たり当期利益(EPS)は、前連結会計年度の58円18銭から128円99銭に、希薄化後1株当たり当期利益は、前連結会計年度の57円93銭から128円41銭となりました。なお、当社では、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しましたが、上述の基本的1株当たり当期利益(EPS)ならびに希薄化後1株当たり当期利益については、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しています。

< 2 > コアベース

参天製薬グループではIFRS適用を機に、上述のIFRSによる業績(「IFRS(フル)ベース」)から一部の収益、費用を控除した「コアベース」での財務情報を経常的な業績を示す指標として、併せて開示します。IFRS(フル)ベースによる業績からコアベースでの業績への調整において控除する収益、費用は次のとおりです。

- ・ 製品に係る無形資産償却費
- ・ その他の収益
- ・ その他の費用
- ・ 金融収益
- ・ 金融費用

これらの項目に係る法人所得税費用を調整し、コアベースでの当期利益を算出しています。

当連結会計年度のコアベースでの業績は、以下のとおりとなりました。なお、()内の数値はIFRS（フル）ベースでの業績です。

(単位：百万円)

コアベース	前連結会計年度		当連結会計年度		対前年度増減率	
		(フルベース)		(フルベース)		(フルベース)
売上収益	161,831	(161,831)	195,291	(195,291)	20.7%	(20.7%)
営業利益	39,088	(35,374)	43,067	(80,180)	10.2%	(126.7%)
当期利益	25,948	(24,032)	29,163	(53,373)	12.4%	(122.1%)

(2) キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー	25,386	22,525	2,861
投資活動による キャッシュ・フロー	61,709	37,052	98,761
財務活動による キャッシュ・フロー	28,960	24,066	53,026
現金及び現金同等物の 期末残高	65,923	99,798	33,875

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、225億2千5百万円の収入（前連結会計年度は、253億8千6百万円の収入）となりました。これは投資活動によるキャッシュ・フローで認識する抗リウマチ薬事業の譲渡による収益が444億7千7百万円、法人所得税の支払いが130億6千7百万円、棚卸資産の増加が53億8千8百万円、営業債権及びその他の債権の増加が47億9千9百万円、退職給付信託への拠出等による引当金及び退職給付に係る負債の減少が39億7千4百万円などありましたが、当期利益が533億7千3百万円、法人所得税費用が260億9千7百万円、減価償却費及び償却費が93億3千8百万円、営業債務及びその他の債務の増加が43億7千6百万円あったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、370億5千2百万円の収入（前連結会計年度は、617億9百万円の支出）となりました。これは無形資産の取得による支出が47億9千3百万円、有形固定資産の取得による支出が42億9千9百万円、投資の取得による支出が22億1千万円ありましたが、抗リウマチ薬事業の譲渡による収入が450億円、投資の売却及び償還による収入が26億8千2百万円あったことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、240億6千6百万円の支出（前連結会計年度は、289億6千万円の収入）となりました。これは長期借入金の返済が151億3千3百万円、配当金の支払いが99億2千3百万円あったことなどによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末と比べ338億7千5百万円増加し、997億9千8百万円となりました。

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(のれんの償却)

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず毎期減損テストを行っています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が857百万円減少しています。

(研究開発費の資産計上)

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が522百万円減少しています。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(のれんの償却)

日本基準では、のれんの償却については、効果が発現すると見積られる期間にわたり均等償却を行っていましたが、IFRSでは移行日以降、償却をせず毎期減損テストを行っています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「販売費及び一般管理費」が817百万円減少しています。

(研究開発費の資産計上)

日本基準では、製品および技術の導入契約に伴い発生した一時金等の費用のうち、主に当局の承認が得られる前に発生したものを研究開発費として費用処理していましたが、IFRSでは、これらの費用のうち、資産計上の要件を満たしたものを「無形資産」として計上しています。

この結果、IFRSでは、日本基準に比べて、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「研究開発費」が3,141百万円減少しています。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び商品仕入実績

当連結会計年度における生産実績および商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

生産実績

セグメントの名称	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
医薬品事業	119,630	10.2
医療用医薬品	106,500	4.6
一般用医薬品	13,131	95.2
その他の事業	2,511	6.5
医療機器	2,476	7.8
その他	35	-
合計	122,141	9.8

(注) 金額は販売価格によっており、消費税等は含まれていません。

商品仕入実績

セグメントの名称	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
医薬品事業	43,118	47.9
医療用医薬品	43,118	47.9
一般用医薬品	-	-
その他の事業	478	11.6
医療機器	410	15.2
その他	68	18.6
合計	43,596	46.8

(注) 金額は仕入価格によっており、消費税等は含まれていません。

(2) 受注状況

参天製薬グループは販売計画、在庫状況を基礎として生産計画を立案し、これによって生産を行っていますので受注生産は行っていません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	金額(百万円)	対前年度増減率(%)
医薬品事業	192,554	20.9
医療用医薬品	181,550	19.0
一般用医薬品	11,004	64.1
その他の事業	2,737	6.5
医療機器	2,394	3.5
その他	343	33.8
合計	195,291	20.7

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しています。

2 最近2連結会計年度における、主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社スズケン	32,774	20.3	37,592	19.2
株式会社メディセオ	27,491	17.0	30,850	15.8

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3【対処すべき課題】

中期経営計画について

参天製薬グループは、基本理念の実現に向けて、2020年に向けた長期的な経営ビジョンを掲げ、世界中の一人でも多くの患者さんの健康の増進に貢献するために、「世界で存在感のあるスペシャリティ・カンパニー」を目指します。さらに、長期的な経営ビジョンの実現に向け、より具体的な取り組みを進めるために、2014年度から2017年度までの4カ年の中期経営計画を策定し、以下の3つの基本方針を主たる対処すべき課題として取り組んでいます。

- () 持続的成長を可能とするための製品創製への変革、生産性向上の実現
- () アジア・欧州での事業成長および新規市場参入によるプレゼンスの向上
- () 持続的な成長を実現するための人材育成および組織構築

2018年3月期 財務目標

売 上 高	2,050 億 円 以 上
営 業 利 益	450 億 円 以 上
当 期 純 利 益	310 億 円 以 上
ROE	13 % 以 上
研 究 開 発 費	210 億 円 程 度
償 却 前 営 業 利 益	545 億 円 以 上
配 当 性 向	40 % を 目 途

4【事業等のリスク】

当連結会計年度末現在において判断した将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性には、以下のようなものがあります。ただし、将来の業績または財政状態に影響を与えうるリスクや不確実性は、これらに限定されるものではありません。

(1) 外的環境要因

< 医薬品行政の動向 >

医療用医薬品部門については、日本ならびにその他各国政府による医療保険制度や薬価に関する規制の影響を受けます。日本国内の薬価改定については、現在予測可能な範囲に限り、その影響を業績予想等の見通しに織り込んでいますが、予測可能な範囲を超えた薬価改定や、その他の医療保険制度の改定があった場合は、業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外においても、同様に医療用医薬品の価格等に関する様々な規制があり、政府による価格低下の圧力は継続する傾向にあります。

< 社会・経済情勢ならびに法規制の変更 >

将来の業績は、主要市場における政治情勢や経済情勢の影響を受ける可能性があります。また、業績または財政状態は、会計基準、税法、製造物責任(PL)法、独占禁止法、環境関連法などの法規制変更の影響を受ける可能性があります。

< 為替 >

参天製薬グループは世界各国で事業を展開しているため、為替の変動が参天製薬グループの業績、財政状態に影響を与えます。2016年3月期の海外売上収益は、連結売上収益の27.4%でした。

(2) 競争

<後発品の影響>

国内外における後発品の販売は、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。参天製薬グループの製品の中には、すでに他社から後発品が発売されているものもあり、今後、後発品の影響が強まる可能性があります。

(3) 特定の製品・取引先等への依存

<主力製品への依存>

「アイリニア硝子体内注射液」、「コソプト配合点眼液」の2製品の連結売上収益に対する比率は、2016年3月期で30%を超えています。これらの製品が万一、製品の欠陥、予期せぬ副作用などの要因により販売中止となったり、売上収益が大幅に減少した場合、業績または財政状態に大きな影響を及ぼします。

<ライセンス製品への依存>

参天製薬グループの製品には、他社から製造販売権、ならびに販売権を供与されているものが多くあります。眼科薬における独占的製造販売権の供与を受けている品目には、「クラビット点眼液」、「デタントール点眼液」、「タプロス点眼液」、「ジクアス点眼液」、「アレジオン点眼液」などがあります。国内販売権の供与を受けている品目には、「リボスチン点眼液」があります。国内独占的販売権の供与を受けている品目には、「レスキュラ点眼液」、「アイリニア硝子体内注射液」があります。契約期間満了、契約条件の変更や、販売提携の解消などが起こった場合、業績に影響を及ぼします。

<特定の取引先への依存>

原薬や容器など、原材料の中には供給を特定の取引先に依存しているものがあります。何らかの要因によりこうした原材料の供給が停止した場合、参天製薬グループでの生産活動に悪影響を与える可能性があります。さらに、これに起因して参天製薬グループの製品の供給が滞った場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、連結売上収益の約65.0%に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒れが発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

(4) 研究開発活動

<新薬開発の不確実性>

新薬の研究開発から承認・発売までは非常に長期間を要し、開発中止、承認申請後の不許可などの不確実性を多く含みます。参天製薬グループが開発中の新薬あるいは追加効能・剤形等について、販売・製造の許可がおりるかどうかが、あるいはいつ承認を得ることができるかを確実に予測することはできません。

新薬に関わる見通しを実現できるかどうかは、様々な要素の影響を受けます。例えば、承認審査の遅れ、臨床試験データが競合品に対し非劣性を示さない、安全性や効能に関する懸念、予期せぬ副作用、開発中止や発売時期の遅延などは、新薬の期待売上収益に悪い影響を与えます。

<研究開発投資が十分な成果を生まない可能性>

新製品の創製・開発ならびに追加効能・剤形等の開発は将来の成長に必要な不可欠であり、参天製薬グループは毎年多額の研究開発投資を行っていますが、将来、研究開発投資に見合う新薬の売上収益を実現できない可能性があります。

<他社との提携の成否>

新製品に関わる見通しには、他社との開発・販売提携等を前提とするものが含まれています。こうした提携の成否は参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) その他の要因

< 知的財産権 >

参天製薬グループの事業は、物質・製法などに関する様々な特許によって保護されています。参天製薬グループでは、これらの特許権を含む知的財産権を適切に管理し、第三者からの侵害にも注意を払っていますが、第三者からの侵害を受けた場合には、参天製薬グループの業績に影響を与える可能性があります。また、参天製薬グループの事業が第三者の知的財産権を侵害しないようにも注意を払っていますが、万一、第三者の知的財産権を侵害した場合、損害賠償を請求されるなど、業績に影響を与える可能性があります。

< 生産の停滞・遅延 >

自然災害、火災などの要因により生産活動の停滞・遅延が起こった場合、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。また、品目によっては、生産を一箇所に集中しているものや、生産を外部に委託しているものがあり、特定の工場や外部委託先の機能が停止した場合、製品供給が滞る可能性があります。

< 販売中止、製品回収等 >

参天製薬グループの製品の一部が、製品品質の欠陥、予期せぬ副作用、第三者による異物混入等により、販売中止または製品回収などの事態となった場合、業績に悪い影響を与えます。

< 訴訟 >

医療用医薬品の製造・販売を主たる事業とする参天製薬グループでは、将来、特許、製造物責任(PL)法、独占禁止法、消費者、環境などに関わる訴訟を提起される可能性があり、訴訟が発生した場合、それらの訴訟等の動向は、参天製薬グループの業績または財政状態に影響を与える可能性があります。なお、現在、参天製薬グループの経営に大きな影響を与えるような訴訟を提起されている案件はありません。

< グローバルな事業展開に関わるリスク >

参天製薬グループでは、医薬品の販売や研究開発活動を世界各国で行っており、また、持続的な成長のためのグローバルな事業展開にあたって、資産の譲受や企業買収を実施しています。このような世界各国における事業活動は、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、商習慣の相違その他のリスクに直面する可能性があり、その結果当初想定した効果や利益が実現されない可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術契約(導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	オフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1986年8月～2001年9月(以後3年毎の自動更新)	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	第一三共株式会社	日本	レボフロキサシン(合成抗菌剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1994年5月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後3年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	エーザイ株式会社	日本	ブナゾシン塩酸塩(緑内障治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1994年12月～発売日から8年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方(以後1年毎の自動更新)	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	旭硝子株式会社	日本	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	2005年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	インスパイア社	アメリカ	ジクアホソルナトリウム(角結膜疾患治療剤)	眼科薬における独占的製造販売権	1998年12月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社	日本	エピナスチン塩酸塩(抗アレルギー点眼剤)	眼科薬における独占的製造販売権	2011年2月～発売日から10年間	契約一時金及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(2) 技術契約(導出)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の受取
Advanced Vision Science, Inc.(連結子会社)	ボシュロム社	アメリカ	エタニティー(眼内レンズ)	独占的製造販売権	2009年2月～発売日から10年間、又は、特許権の存続期間の満了日の長い方	契約一時金、マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ
参天製薬株式会社(当社)	オーク社	アメリカ	タフルプロスト(緑内障・高眼圧症治療剤)	独占的製造販売権	2014年4月～2022年3月	マイルストーン及び販売高に応じた一定料率のロイヤルティ

(3) 販売契約 (導入)

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間	対価の支払
参天製薬株式会社 (当社)	ファイザー株式会社	日本	サラゾスルファピリジン (抗リウマチ薬)	国内独占的販売権	1990年10月 ~ 2013年12月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	ヤンセンファーマ株式会社	日本	レボカバステチン塩酸塩 (抗アレルギー剤)	国内販売権	2000年9月 ~ 発売日から10年後の12月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	株式会社アールテック・ウエノ	日本	イソプロピルウノプロストン (緑内障治療剤)	国内独占的販売権	2004年7月 ~ 2016年3月 (以後1年毎の自動更新)	契約一時金
参天製薬株式会社 (当社)	バイエル薬品株式会社	日本	アフリベルセプト硝子体内注射液 (眼科用VEGF阻害剤)	国内独占的販売権	2012年5月 ~ 2021年12月	-

(注) ファイザー株式会社との契約は、抗リウマチ薬事業の事業承継に伴い、2015年8月3日付であゆみ製薬株式会社へ承継しました。

(4) 業務・資本提携

契約会社名	相手方の名称	契約締結日	契約内容
参天製薬株式会社 (当社)	株式会社日本政策投資銀行	2011年2月8日	当社の海外事業の積極的な展開に備え、産業支援金融機関としての経験と海外ネットワークを活用

(注) 本提携は2016年2月7日付で終了となりました。

(5) 吸収分割契約

当社は、2015年5月12日開催の当社取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業（以下、抗リウマチ薬事業）を、あゆみ製薬株式会社（旧 ヒュペリオンファーマ株式会社）（以下、あゆみ製薬）に対して承継（以下、本事業承継）させることを決議し、本事業承継に関し、同日付で吸収分割契約を締結しました。当該契約に基づく吸収分割（簡易吸収分割）は2015年8月3日に完了しました。

吸収分割の目的

当該吸収分割により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬（DMARDs）市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。当該吸収分割により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すあゆみ製薬に承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life（QOL、生活の質）の向上に貢献できると考えています。

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、あゆみ製薬を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

なお、当社が抗リウマチ薬事業に関して保有する製造販売承認、在庫および一部の関連契約の契約上の地位等に関しては、会社分割の方法ではなく、あゆみ製薬に各製品の製造販売体制が構築された後に別途個別に移管しました。

本事業承継により承継される取り扱い製品については、当該吸収分割の効力発生日以降、あゆみ製薬が医療関係者への情報提供活動ならびに販売活動を行っています。このうち当社が製造販売承認を保持するものについては、当該吸収分割の効力発生日以降、速やかに製造販売承認の承継等を行いました。製造販売承認を承継するために必要な手続の完了後は、あゆみ製薬が製造販売および情報提供活動を行っています。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるあゆみ製薬は、2015年8月3日に、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付しました。

吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	2015年5月12日
吸収分割契約書締結	2015年5月12日
吸収分割日（効力発生日）	2015年8月3日

（注）当該吸収分割は当社において会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、吸収分割の承認に関する当社の株主総会は開催しません。

（6）その他

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約締結日	対価の支払
参天製薬株式会社（当社）	メルク社	アメリカ	ドルゾラミド塩酸塩 およびチモロールマ レイン酸塩 ドルゾラミド塩酸塩 チモロールマレイン 酸塩 チモロールマレイン 酸塩持続性 タフルプロスト タフルプロストおよ びチモロールマレ イン酸塩 （緑内障・高眼圧症 治療剤）	日本・欧州・ア ジア太平洋地域 における眼科用 医薬品およびこ れらの製品に関 連した権利等一 式の譲受	2014年5月13日	譲受価額約600 百万米ドルお よび販売マイ ルストーンに基 づいた支払

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約締結日
参天製薬（中国）有限公司（連結子会社）	重慶科瑞製薬（集団）有限公司	中国	中国の患者さんに適切な価格で高品質の医療用眼科薬を提供することを目的に合弁会社を設立予定	2016年3月22日

6【研究開発活動】

参天製薬グループは、中長期的な成長の源泉として新製品の創製を重視しており、眼科薬を中心とした積極的な研究開発活動を進めています。

主力の医療用眼科薬では、研究活動の拠点として、関西文化学術研究都市（奈良県生駒市）に「奈良研究開発センター」を設け、独自の創薬研究ならびに全身薬として開発された薬剤の眼科応用研究などを中心に研究を進めています。

さらに、角膜疾患、緑内障、網膜疾患の3つの領域にテーマを絞ることで、従来培ってきた眼科研究の質・量・スピードと効率を高め、新薬開発の充実を図っています。

臨床開発では、日米欧の三極連携による開発体制を強化し、新薬開発の「スピード化」と「質の向上」を進めています。

緑内障・高眼圧症領域において、プロスタグランジンF₂誘導体DE-085（一般名：タフルプロスト）は、2008年12月より日本で「タプロス点眼液」として販売しています。海外では欧州とアジアで自社販売しており、2016年3月に中国にて発売しました。緑内障・高眼圧症を適応症とする配合剤DE-111（一般名：タフルプロスト/チモロールマレイン酸塩）は、2014年11月より日本において「タプコム配合点眼液」として販売しています。欧州において、2014年10月に販売承認を取得し、「TAPTIQOM」（タプティコム）として2015年1月より順次、各国にて発売しています。韓国において2015年6月に輸入医薬品承認を取得しました。また、アジアでも2015年3月より順次販売承認を申請中で、2016年3月にタイにて販売承認を取得しました。緑内障・高眼圧症を適応症とするEP2受容体作動薬DE-117（一般名：未定）は、米国で後期第 相試験を終了しました。日本において、2015年12月に後期第 / 相試験を開始しました。緑内障・高眼圧症を対象とした米国での第 相試験を終了しているFP/EP3受容体デュアル作動薬DE-126（一般名：Sepetaprost）を、2016年3月に小野薬品工業株式会社より導入しグローバルの開発の権利を取得しました。

角結膜疾患（ドライアイを含む）領域において、DE-089（一般名：ジクアホソルナトリウム）は、2010年12月より日本で「ジクアス点眼液」として販売しています。また、韓国では2013年10月より販売しています。中国では輸入医薬品承認を申請中です。Cyclokate（開発品名：シクロカット、一般名：シクロスポリン、製品名：「Ikervis」（アイケルビス））は、2015年7月に、成人患者において人工涙液等で効果が不十分なドライアイに伴う重度の角膜炎を適応症として、ドイツにて販売、順次、欧州各国にて発売しています。アジアにおいて2015年11月より順次販売承認を申請しています。韓国において2015年12月に販売承認を申請しました。春季カタルを適応症とするVekacia（開発品名：ベカシア、一般名：シクロスポリン）は、2016年3月に欧州で第 相試験を終了しました。

網膜・ぶどう膜疾患領域において、ぶどう膜炎を適応症とするDE-109（一般名：シロリムス）は、欧州医薬品庁への医薬品販売承認申請を一旦取り下げ、その後改めて申請する予定です。また、米国、他で第 相試験を実施中です。DE-120（一般名：未定）は、滲出型加齢黄斑変性を対象に前期第 相試験を米国で実施中です。DE-122（一般名：未定）は、滲出型加齢黄斑変性を対象に第 / 相試験を米国で実施中です。

なお、当連結会計年度の研究開発費の総額は、199億9千万円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)
資産	304,200	355,399	51,200
資本	211,779	260,009	48,229
負債	92,421	95,391	2,970
親会社所有者帰属持分比率	69.6%	73.2%	3.6ポイント

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末と比べ512億円増加し、3,553億9千9百万円となりました。これは抗リウマチ薬事業の譲渡に伴う収入による現金及び現金同等物の増加、売上収益の増加による営業債権及びその他の債権ならびに金融資産の増加などによるものです。

資本は、前連結会計年度末と比べ482億2千9百万円増加し、2,600億9百万円となりました。これは抗リウマチ薬事業の譲渡に伴う利益剰余金の増加などによるものです。

負債は、前連結会計年度末と比べ29億7千万円増加し、953億9千1百万円となりました。これは借入金の返済などによる金融負債の減少がありましたが、抗リウマチ薬事業の譲渡に伴う収益増加による未払法人所得税等の増加などによるものです。

以上の結果、親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末と比べ3.6ポイント増加し、73.2%となりました。

(2) 経営成績の分析

経営成績の分析については、1【業績等の概要】の(1)業績に記載のとおりです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況については、1【業績等の概要】の(2)キャッシュ・フローの状況に記載のとおりです。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

参天製薬グループの当連結会計年度の設備投資については、全体で44億7千4百万円の設備投資を実施しました。

医薬品事業においては、当社では、工場の医薬品製造設備および研究開発用機器の更新に加え、米メルク社より譲受けた眼科製品の内製化のための投資、グローバルな製品供給基盤の強化を目的とした生産体制・拠点再編に伴う設備投資および事業のグローバル展開を支えるためのIT基盤への投資等を行ったことにより26億8千6百万円、連結子会社の参天製薬（中国）有限公司では、医薬品製造設備や自動倉庫建設などを中心に8億5百万円、Santen Oyでは、医薬品製造設備の更新などを中心に2億1千5百万円の設備投資を行いました。参天製薬グループの医薬品事業全体の設備投資額は、42億6千6百万円です。

その他の事業においては、医療機器製造設備や販売管理システムの更新を中心に2億8百万円の設備投資を行いました。

なお、投資額には、有形固定資産の他、無形資産を含んでいます。

2【主要な設備の状況】

参天製薬グループにおける主要な設備は、次のとおりです。

(1) 提出会社

2016年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				合計	従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		
能登工場 (石川県羽咋郡 宝達志水町)	医薬品	医薬品 製造設備	1,977	750	298 (66,665)	1,727	4,753	226
滋賀プロダクト サプライセンター (滋賀県犬上郡 多賀町)	医薬品	医薬品 製造設備	3,070	939	1,606 (55,001)	901	6,515	171
奈良研究開発 センター (奈良県生駒市)	医薬品	医薬品 研究設備	3,374	26	4,891 (35,667)	339	8,630	160
梅田オフィス (大阪市北区)	医薬品	その他の 設備	295	-	-	170	464	471
下新庄オフィス (大阪市東淀川区)	医薬品	その他の 設備	330	0	84 (2,871)	72	487	192

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。

2 従業員数は就業人員数で、当社から社外への出向者、パートタイマーおよび派遣社員を除いており、社外から当社への出向者を含んでいます。

3 上記金額には、消費税等は含まれていません。

(2) 在外子会社

2016年3月31日現在

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(名)
				建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積㎡)	その他	合計	
Santen Oy	フィンランド タンペレ市	医薬品	医薬品製造設備	925	78	58 (88,000)	515	1,576	414
Santen Inc.	アメリカ カリフォルニア州 エメリービル市	医薬品	その他の設備	28	-	-	165	193	105
参天製薬(中国)有限公司	中国 蘇州市	医薬品	医薬品製造設備	1,959	667	-	687	3,314	527

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品ならびに建設仮勘定の合計です。
 2 上記金額には、消費税等は含まれていません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2016年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2016年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	414,191,515	414,226,515	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
計	414,191,515	414,226,515	-	-

(注)「提出日現在発行数」には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法第361条および第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日 (2006年 6 月27日)

	事業年度末現在 (2016年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (2016年 5 月31日)
新株予約権の数 (個)	75	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	37,500 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	543 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2008年 6 月28日 ~ 2016年 6 月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格および資本組入額 (円)	発行価格 543 (注) 資本組入額 272 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2006年 6 月27日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年 2 月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2008年6月25日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	43	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,500 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	547 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2010年6月28日～ 2018年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 547 (注) 資本組入額 274 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2008年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2009年6月24日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	453	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	226,500 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	584 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2011年6月27日～ 2019年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 584 (注) 資本組入額 292 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2009年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2010年6月23日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	283	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	141,500 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	634 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2012年6月25日～ 2020年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 634 (注) 資本組入額 317 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2011年6月22日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	624	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	312,000 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2013年6月24日～ 2021年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 646 (注) 資本組入額 323 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2012年6月20日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	670	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	335,000 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	663 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2014年6月23日～ 2022年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

会社法第238条等の規定に基づく新株予約権

株主総会の特別決議日（2007年6月26日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	40	14 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,000 (注)2	7,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	610 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2009年6月27日～ 2017年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 610 (注)2 資本組入額 305 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2007年6月26日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2008年6月25日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	102	62 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000 (注)2	31,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	547 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	2010年6月28日～ 2018年6月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 547 (注)2 資本組入額 274 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2008年6月25日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2009年6月24日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	275	271 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	137,500 (注) 2	135,500 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	584 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2011年6月27日～ 2019年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 584 (注) 2 資本組入額 292 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2009年6月24日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1 新株予約権の権利行使により減少しています。

- 2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2010年6月23日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	386	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	193,000 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	634 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2012年6月25日～ 2020年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 634 (注) 資本組入額 317 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2010年6月23日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2011年6月22日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	275	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	137,500 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2013年6月24日～ 2021年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 646 (注) 資本組入額 323 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・ 新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・ その他の細目については、2011年6月22日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

株主総会の特別決議日（2012年6月20日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	463	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	231,500 (注)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	663 (注)	同左
新株予約権の行使期間	2014年6月23日～ 2022年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 663 (注) 資本組入額 332 (注)	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・その他の細目については、2012年6月20日開催の定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	割当てられた新株予約権は、これを譲渡し、またはこれに担保権を設定することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

当社取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション

取締役会決議日（2013年8月6日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	306	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	153,000 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2016年9月1日～ 2023年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 769.24 (注)2 資本組入額 384.62 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

取締役会決議日（2014年8月5日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	345	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	172,500 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2017年9月1日～ 2024年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 1,076.60 (注)2 資本組入額 538.30 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとし、

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

2 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」が調整されています。

取締役会決議日（2015年8月4日）

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,418	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 100株	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	141,800	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	2018年9月1日～ 2025年9月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行す る場合の株式の発行価格及び資本組入 額(円)	発行価格 1,756.27 資本組入額 878.14	同左
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または執行役員であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。 ・新株予約権については、質入れその他一切の処分はできないものとする。 ・その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合には、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合について、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。</p> <p>ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>新株予約権者が保有する残存する新株予約権数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>新株予約権の行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>	同左

	事業年度末現在 (2016年3月31日)	提出日の前月末現在 (2016年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>()新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記()記載の資本金等増加限度額から上記()に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の取得事項</p> <p>以下の()、()又は()の議案が、再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、これらを承認する再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)には、再編対象会社の取締役会が別途定める日をもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>()再編対象会社が消滅会社となる合併契約の承認議案</p> <p>()再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画の承認議案</p> <p>()再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画の承認議案</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 再編対象会社が、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

また、上記のほか、目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、取締役会の決議により、合理的な範囲で調整するものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の割合}$$

新株予約権付社債

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2011年4月1日～ 2012年3月31日 (注)1	93,700	87,146,803	80	6,694	80	7,389
2012年4月1日～ 2012年11月16日 (注)1	104,600	87,251,403	147	6,842	147	7,536
2012年11月16日 (注)2	4,938,500	82,312,903	-	6,842	-	7,536
2012年11月17日～ 2013年3月31日 (注)1	156,200	82,469,103	238	7,080	238	7,775
2013年4月1日～ 2014年3月31日 (注)1、5	113,800	82,582,903	183	7,264	183	7,959
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1、5	70,200	82,653,103	119	7,383	118	8,077
2015年4月1日 (注)4、5	330,612,412	413,265,515	-	7,383	-	8,077
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1、5	926,000	414,191,515	312	7,695	312	8,389

(注)1 新株予約権の権利行使(旧商法に基づき発行された新株引受権の権利行使を含む。)による増加です。

- 自己株式の消却による減少です。
- 2016年4月1日から2016年5月31日までの間に、新株予約権の権利行使により、発行済株式総数が35,000株、資本金が12百万円、資本準備金が12百万円それぞれ増加しています。
- 2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことによるものです。
- 第100期および第101期は百万円未満を切り捨てて表示していましたが、第102期より百万円未満を四捨五入して表示しています。

(6) 【所有者別状況】

2016年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	77	52	154	530	19	22,701	23,533	-
所有株式数 (単元)	-	1,469,626	48,673	369,359	1,862,810	66	390,635	4,141,169	74,615
所有株式数 の割合(%)	-	35.49	1.18	8.92	44.98	0.00	9.43	100.00	-

(注) 自己株式22,369株は、「個人その他」に223単元および「単元未満株式の状況」に69株が含まれています。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、22,369株です。

(7) 【大株主の状況】

2016年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	31,249	7.54
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	24,029	5.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	16,789	4.05
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	10,662	2.57
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	10,605	2.56
小野薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町2丁目1-5	9,307	2.25
第一三共株式会社	東京都中央区日本橋本町3丁目5-1	9,180	2.22
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9-6	8,275	2.00
全国共済農業協同組合連合会 (常任代理人 日本マスタートラスト信託 銀行株式会社)	東京都千代田区平河町2丁目7-9 (東京都港区浜松町2丁目11-3)	7,121	1.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1776 HERITAGE DRIVE,NORTH QUINCY,MA 02171,U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	6,979	1.69
計	-	134,195	32.40

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	31,249千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	16,789千株

- 2 ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者5名から2015年5月11日付の大量保有報告書の写しの送付があり、2015年4月30日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨の報告を受けていますが、2016年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式 数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-3	5,361	1.29
ブラックロック・ライフ・リミテッド	英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12	1,104	0.27
ブラックロック・アセット・マネジメ ント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国 ダブリン イン ターナショナル・ファイナンシャ ル・サービス・センター JPモルガ ン・ハウス	2,021	0.49
ブラックロック・ファンド・アドバイ ザーズ	米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリー ト 400	5,320	1.28
ブラックロック・インスティテュー ショナル・トラスト・カンパニー、 エヌ・エイ	米国 カリフォルニア州 サンフラ ンシスコ市 ハワード・ストリー ト 400	5,955	1.44
ブラックロック・インベストメント・ マネジメント(ユークー) リミテッド	英国 ロンドン市 スログモート ン・アベニュー 12	949	0.23

- 3 2015年9月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、MFSインベストメント・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるマサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーが、2015年8月31日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、2016年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーは上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
MFSインベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区霞が関1丁目4-2	727	0.18
マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー	111 Huntington Avenue, Boston, Massachusetts, 02199 U.S.A.	35,546	8.58

- 4 2016年2月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよびその共同保有者3名が、2016年2月8日現在で、それぞれ以下の株式を保有している旨が記載されていますが、このうち、三菱UFJ信託銀行株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社については、2016年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、三菱UFJ信託銀行株式会社は上記の大株主には含まれていません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	10,605	2.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	15,871	3.83
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	1,048	0.25

(8) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2016年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 22,300	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。単元株式数は100株です。
完全議決権株式(その他)	普通株式 414,094,600	4,140,946	同上
単元未満株式	普通株式 74,615	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。
発行済株式総数	414,191,515	-	-
総株主の議決権	-	4,140,946	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式69株が含まれています。

【自己株式等】

2016年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 参天製薬株式会社	大阪市東淀川区下新庄 三丁目9-19	22,300	-	22,300	0.01
計	-	22,300	-	22,300	0.01

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しています。

当該制度は、会社法第361条および第238条等の規定に基づき、当社が新株を発行する方法により実施するものです。

当該制度の内容は、次のとおりです。

会社法第361条および第238条等の規定に基づくもの

決議年月日	2006年6月27日	2008年6月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役7	当社取締役4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	543 (注)2	547 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2009年6月24日	2010年6月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役4	当社取締役4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	584 (注)2	634 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2011年6月22日	2012年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社取締役3	当社取締役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646 (注)2	663 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × (無償割当、分割または併合の比率)

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」といいます。)に新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除きます。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

調整後行使価格 = 調整前行使価格 × 1 / (無償割当、分割または併合の比率)

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

会社法第238条等の規定に基づくもの

決議年月日	2007年6月26日	2008年6月25日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員8	当社執行役員8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	610 (注)2	547 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2009年6月24日	2010年6月23日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員8	当社執行役員6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	584 (注)2	634 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

決議年月日	2011年6月22日	2012年6月20日
付与対象者の区分および人数(名)	当社執行役員7	当社執行役員7
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	646 (注)2	663 (注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。	「(2)新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる普通株式数は500株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、必要と認める調整を行うことができるものとします。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価格」といいます。）に新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とします。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除きます。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）の平均値（1 円未満の端数は切り上げ）とします。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とします。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / (\text{無償割当、分割または併合の比率})$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除きます。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を除いた数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新株式発行前の時価」を「自己株式処分前の時価」に読み替えるものとします。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとします。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額160百万円以内で発行するもの

決議年月日	2013年8月6日	2014年8月5日
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役2	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。

決議年月日	2015年8月4日
付与対象者の区分および人数（名）	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しています。

- （注）1 2013年8月6日決議および2014年8月5日決議の新株予約権については、新株予約権1個あたり当社普通株式500株とし、2015年8月4日決議の新株予約権については、新株予約権1個あたり当社普通株式100株とします。なお、当社が株式無償割当、株式分割または株式の併合を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で調整することができます。
- 2 当社執行役員に対して2013年8月6日開催、2014年8月5日開催および2015年8月4日開催の取締役会の決議に基づき取締役と同一の新株予約権を付与しています。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,144	5,379,453
当期間における取得自己株式	40	66,930

(注) 当期間における取得自己株式には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めていません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	22,369	-	22,409	-

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、2016年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求および買増請求による株式数は含めていません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、および将来の成長に必要な研究開発投資や戦略的な事業提携のための資金確保等を考慮しつつ、安定的かつ持続的な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても機動的に検討してまいります。

なお、当社は、定款において中間配当を行う旨を定めており、2006年5月1日の会社法施行後の配当につきましても、従来どおりの中間期末日、期末日を基準とした年2回の配当を継続する予定です。中間配当につきましては取締役会、期末配当につきましては株主総会が、配当の決定機関となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、次のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2015年11月4日 取締役会決議	4,966	12.00
2016年6月24日 定時株主総会決議	5,384	13.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月	2012年3月	2013年3月	2014年3月	2015年3月	2016年3月
最高(円)	3,630	4,660	5,050	9,180 1,794	2,163
最低(円)	2,731	2,778	3,920	4,485 1,701	1,542

(注) 1 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

2 は株式分割(2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株とする。権利落日は2015年3月27日)による権利落日後の株価です。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2015年10月	11月	12月	2016年1月	2月	3月
最高(円)	1,686	1,981	2,084	2,017	2,064	1,795
最低(円)	1,542	1,634	1,909	1,743	1,568	1,595

(注) 株価は東京証券取引所市場第1部におけるものです。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長兼CEO		黒川 明	1952年9月5日生	1977年4月 当社入社 1997年4月 医薬事業部長室長 1997年6月 取締役就任 1998年6月 医薬事業部副事業部長 2001年5月 医薬事業部長 2001年6月 執行役員就任 2004年7月 常務執行役員就任 2006年6月 代表取締役社長兼COO就任 2008年6月 Santen Holdings U.S. Inc.取締役社長就任 2008年6月 代表取締役社長兼CEO就任（現任）	(注) 1	150
取締役	副社長 執行役員 グローバル人材開発・管理部門担当	古門 貞利	1954年1月14日生	1977年4月 当社入社 1996年11月 医薬事業部東海エリアエリアマネージャー 2000年4月 医薬事業部医薬営業統括部長 2005年7月 執行役員就任 2006年6月 医薬事業部長 2007年7月 常務執行役員就任 2011年4月 専務執行役員 日本・アジア事業管掌兼医薬事業部長就任 2011年6月 取締役就任（現任） 2013年4月 専務執行役員 日本事業・人材開発管掌兼医薬事業部長就任 2014年4月 副社長執行役員 日本事業・グローバル人材開発担当就任 2016年4月 副社長執行役員 グローバル人材開発・管理部門担当就任（現任）	(注) 1	91
取締役		奥村 昭博	1945年12月1日生	1988年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 2008年10月 慶應義塾大学名誉教授（現任） 2008年10月 静岡県立大学経営情報学部教授 2008年12月 静岡県立大学大学院経営情報学研究科研究科長 2011年4月 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科研究科長 2011年6月 当社社外取締役就任（現任） 2014年4月 静岡県立大学大学院経営情報イノベーション研究科特任教授（現任） 2015年4月 静岡県立大学副学長（現任）	(注) 1	-
取締役		片山 隆之	1945年10月9日生	1997年6月 帝人株式会社取締役フィルム営業部門長 2000年6月 帝人株式会社常務取締役 2001年10月 帝人株式会社フィルム事業グループ長兼テイジン・デュボン・フィルムズCEO（最高経営責任者） 2004年4月 帝人株式会社CSO（グループ経営計画責任者） 2004年6月 帝人株式会社代表取締役専務取締役 2006年6月 帝人株式会社代表取締役副社長 2007年4月 帝人株式会社CSRO（グループCSR責任者） 2009年4月 帝人株式会社CFO（グループ財務責任者） 2011年6月 帝人株式会社顧問役（現任） 2012年6月 当社社外取締役就任（現任） 2012年6月 東洋製罐グループホールディングス株式会社社外監査役（現任）	(注) 1	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		大石 佳能子	1961年3月24日生	1993年1月 2000年6月 2000年7月 2004年8月 2010年6月 2015年6月 2015年6月 2015年6月 2016年3月	マッキンゼー・アンド・カンパニー パートナー 株式会社メディヴァ設立 株式会社メディヴァ代表取締役(現任) 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)設立 株式会社西南メディヴァ(現株式会社シーズ・ワン)代表取締役(現任) 医療法人社団プラタナス設立 医療法人社団プラタナス総事務長(現任) アステラス製薬株式会社社外取締役 江崎グリコ株式会社社外取締役(現任) スルガ銀行株式会社社外取締役(現任) 当社社外取締役就任(現任) 株式会社資生堂社外取締役(現任)	(注)1	-
監査役 常勤		村田 雅詩	1958年3月19日生	1999年8月 1999年8月 2001年9月 2002年7月 2005年1月 2007年4月 2011年7月 2014年1月 2016年6月	当社入社 社長室室長 医薬事業部事業企画グループグループマネージャー 医薬事業部眼科マーケティンググループグループマネージャー 医薬事業部事業戦略企画グループグループマネージャー 経営企画室室長 Santen Inc. CAO(チーフ・アドミニストレーティブ・オフィサー) 監査役室室長 常勤監査役就任(現任)	(注)2	-
監査役		水野 裕	1946年8月28日生	1998年4月 2000年7月 2003年4月 2004年6月 2011年6月 2013年3月	アジア松下電器株式会社(現パナソニックアジアパシフィック株式会社)代表取締役社長 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)C I S中近東アフリカ本部長 パナソニックオートモーティブシステムズ社(現パナソニック株式会社)オートモーティブ&インダストリアルシステムズ社)副社長兼パナソニックカーエレクトロニクス株式会社代表取締役社長 松下電器産業株式会社役員 当社社外監査役就任(現任) コクヨ株式会社社外監査役(現任)	(注)3	-
監査役		松沢 幸一	1948年12月13日生	1996年4月 2004年3月 2005年3月 2006年3月 2007年7月 2008年3月 2009年3月 2014年6月	キリンヨーロッパ・ゲーエムベーハー代表取締役社長 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)執行役員生産本部生産統轄部長 麒麟麦酒株式会社常務執行役員生産本部生産統轄部長 麒麟麦酒株式会社常務取締役 キリンホールディングス株式会社常務取締役 キリンホールディングス株式会社代表取締役常務取締役 麒麟麦酒株式会社代表取締役社長 当社社外監査役就任(現任)	(注)4	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(千株)		
監査役		足立 誠一郎	1952年4月11日生	2000年1月 2004年1月	Toyota France S.A.S.取締役社長 トヨタ自動車株式会社ヨーロッパ部長	(注)5	-		
				2006年4月 2007年6月	豊田通商株式会社執行役員 豊田通商株式会社常務執行役員				
				2008年6月 2010年6月	豊田通商株式会社常務取締役 豊田通商ヨーロッパ社長				
				2013年6月 2015年6月	豊田通商株式会社常勤監査役 豊田通商株式会社顧問(現任)				
				2015年6月 2016年4月	当社社外監査役就任(現任) 横浜商科大学特任教授(現任)				
計								241	

- (注) 1 取締役の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2017年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 2 監査役村田雅詩の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 3 監査役水野裕の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 4 監査役松沢幸一の任期は、2014年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 5 監査役足立誠一郎の任期は、2015年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
- 6 取締役奥村昭博、片山隆之および大石佳能子は、社外取締役です。
- 7 監査役水野裕、松沢幸一および足立誠一郎は、社外監査役です。
- 8 取締役奥村昭博、片山隆之および大石佳能子の各氏ならびに監査役水野裕、松沢幸一および足立誠一郎の各氏につきましては、東京証券取引所に対して、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2第1項に定められている独立役員として届け出ています。
- 9 当社では、マネジメントの一層の強化と戦略意思決定の質・スピードの向上を図るため、執行役員制度を導入しています。

執行役員(取締役による兼務を除く)は以下のとおりです。

役名および職名	氏名
専務執行役員 日本事業担当兼医薬事業部長	伊藤 毅
専務執行役員 企画本部長兼アジア事業・北米事業担当 兼Santen Inc.社長兼CEO	辻村 明広
常務執行役員 CSR・業務本部長兼参天ビジネスサービス株式会社社長	佐藤 正道
常務執行役員 チーフ・サイエンティフィック・オフィサー(CSO) 兼研究開発本部長	ナヴィード・シャムズ
常務執行役員 人材組織開発本部長	太田 淳稔
常務執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO) 兼財務本部長	越路 和朗
常務執行役員 欧州事業統括兼Santen Holdings EU B.V.社長	谷内 樹生
執行役員 研究開発本部 製剤技術統括部長	森島 健司
執行役員 プロダクトサプライ本部長兼信頼性保証本部長	木村 章男

役名および職名	氏名
執行役員 チーフ・インフォメーション・オフィサー(CIO) 兼情報システム本部長	山本 範明
執行役員 医薬事業部 医薬営業統括部長	山崎 弘之
執行役員 アジア事業部長	鈴木 聡
執行役員 参天製薬(中国)有限公司 総経理	イエ・リュウ

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

参天製薬は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるために、コーポレートガバナンスの充実・強化が不可欠であると考えており、経営の透明性ならびに健全性を確保しながら業績の向上に取り組んでいます。

(ア) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その枠組みの中で、マネジメントの一層の強化と意思決定の質・スピードの向上を図るために、執行役員制度を導入しています。

2016年6月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役5名（男性4名、女性1名）、社外監査役3名を含む監査役4名（男性4名）、執行役員は取締役による兼務を除き13名となりました。

当社の取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力をバランスよく備え、多様性と適正規模を両立させる構成となっており、また、監査役には、適正な監査を行うにあたり、財務・会計など必要な知見を有している者を選任しています。

すべての社外取締役および社外監査役は、当社および当社関係会社から独立した中立性を保った独立役員です。

取締役および執行役員の任期は1年です。

当事業年度に開催された取締役会は臨時取締役会を含めて14回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は100%、社外監査役の平均出席率は100%となっています。社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、重要な取締役会議案については、取締役会の議案の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の資料や関連情報を提供のうえ、事前に十分な説明を行っています。

また、当社は社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置しています。

戦略審議委員会は、事業戦略など重要な戦略課題について集中して審議することを目的とし、社外取締役3名を含む取締役5名により構成されています。

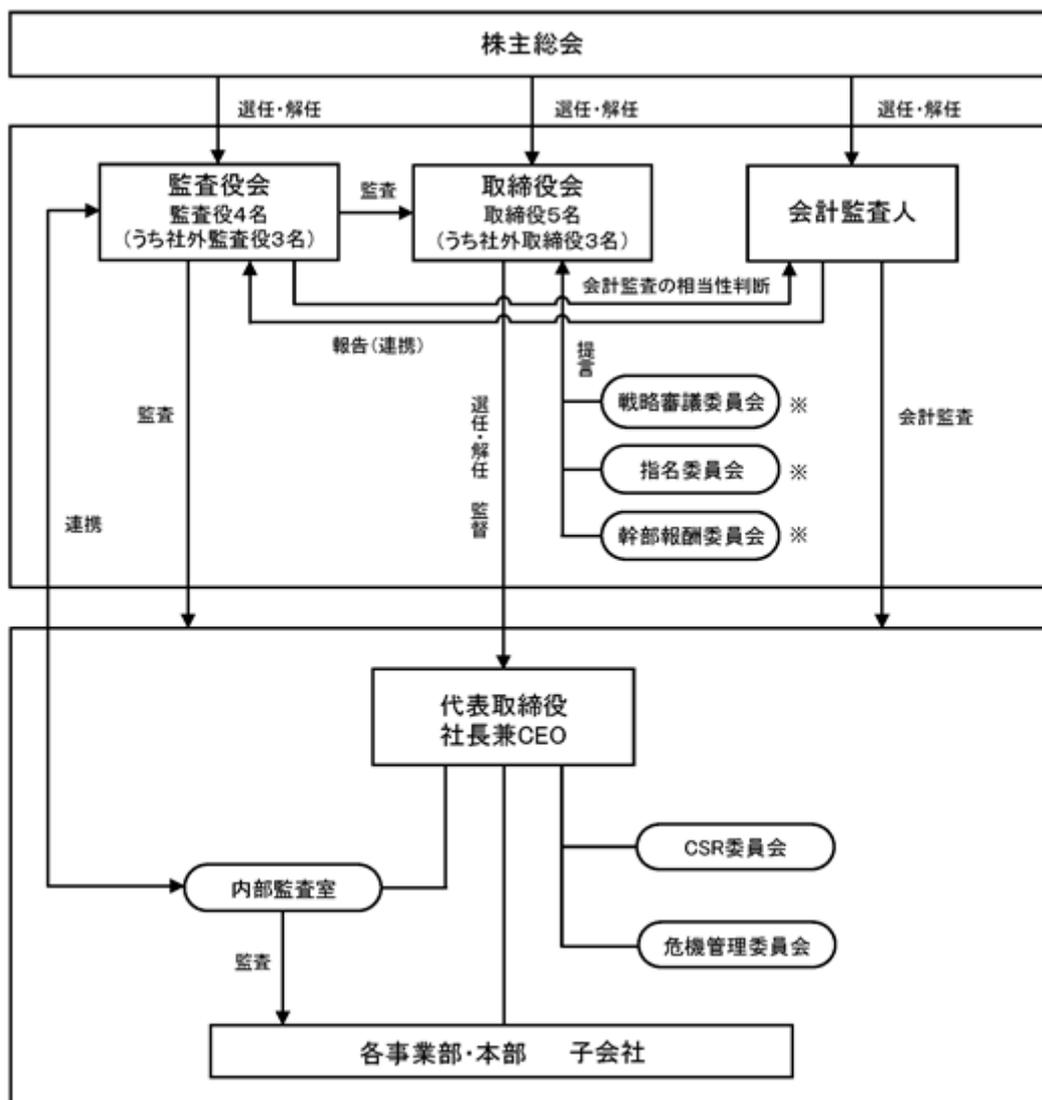
指名委員会は、取締役の選定に際して審議し、提言すること、ならびに、執行役員、監査役の選任に関しては、諮問に応じて助言を行うことを目的とし、社外取締役3名を含む4名の取締役により構成されています。

幹部報酬委員会は、取締役、執行役員の報酬に関して審議し、取締役会に提言すること、ならびに、監査役の報酬を定める方針については、市場価値を参考にして監査役会に助言することを目的に、社外取締役2名を含む4名の取締役により構成されています。

(イ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、経営の透明性・客観性および適正性を確保するため、現状のコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化に取り組んでまいりました。今後も引き続き、その体制の整備・強化を経営上の重要な課題として継続検討していきますが、会社法が定める監査役会設置会社の機関設計を基礎として、事業戦略、役員の選任、報酬等に関する任意の委員会等の仕組みを活用することが、コーポレート・ガバナンス体制の強化に資するものと判断しています。

当社の業務執行・経営監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりです。



※ 指名委員会等設置会社における委員会とは異なります。

(ウ) その他の企業統治に関する事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備する旨（内部統制基本方針）の決議を行っています。執行部門はその整備・運用状況について取締役会に対して定期的な報告を行い、取締役会は適宜指示、軌道修正を行うことで、当該整備・運用の質的向上ならびに対象範囲の拡大を図っています。

また、2015年5月に会社法改正による改訂を行い、2016年6月24日開催の取締役会において、当社経営のグローバル化に対応し、参天グループ全体の適正な内部統制体制を整備・促進するために、内部統制基本方針の一部を改訂する旨を決議しました。

イ．参天グループの基本理念

1．参天グループの基本理念を以下のとおり定める。

「天機に参与する」

- ・肝心なことは何かを深く考え、どうするかを明確に決め、迅速に実行する。
- ・「目」をはじめとする特定の専門分野に努力を傾注し、これによって参天ならではの知恵と組織的能力を培い、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として、社会への寄与を行う。

2．参天グループは、基本理念のもと、医療の一端を担う企業として、患者さんと患者さんを愛する人たちを中心として社会へ寄与するとともに、自らの存在意義を高め、持続的に成長することを目指す。

ロ．参天グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 参天グループの取締役および従業員は、基本理念および全ての構成員の全ての企業活動における行動指針を定めた「参天企業倫理綱領」を規範とする。
 2. 参天製薬は、基本理念および「参天企業倫理綱領」を参天グループ全体で推進するための担当執行役員および担当部署を設置し、周知徹底に努める。
 3. 参天グループは、反社会的勢力からのいかなる要求にも応じないことを「参天企業倫理綱領」に定めるとともに、必要に応じて関係当局と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。
 4. 参天グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて直接に相談・通報できる手段を確保することに努めるとともに、相談・通報に対しては、参天グループ各社が関係部門または参天製薬と連携して解決にあたる。
 5. 参天製薬は、経営監視機能の強化・充実のため、独立性の高い社外取締役を複数選任するとともに、監査役による監査、社長直轄の内部監査室による内部監査体制の充実に努める。
- 八. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1. 参天製薬の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いに関しては、情報セキュリティ規程、決裁規程、文書管理規程等の社内規程に基づいて、適切な保存・管理を行う。
- 二. 参天グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 参天グループは、危機管理に係る規程に基づいて、事業活動遂行上想定される主要な損失の危険に適切に対処する。
 2. 参天グループは、平時から自らの業務に係る損失の危険の管理に関する方針・対応策の策定、情報収集を行う体制を構築し、損失の危険の回避・最小化に努める。
 3. 参天グループにおける危機発生の未然防止および危機発生時の影響の最小化を図るため、平時の危機管理体制として参天製薬に「危機評価委員会」を設置する。万一、緊急事態が発生した場合は、その影響度合いにより、参天製薬の代表取締役を責任者とする「危機対策委員会」を参天製薬に設置し、危機管理に係る規程に基づいて損失の最小化を図るとともに再発防止策を実施する。
 4. 参天製薬の内部監査室はその独立した立場から、参天グループにおける損失の危険の管理状況を内部監査する。
- ホ. 参天グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 参天製薬の取締役会で選任された執行役員に子会社経営を含めて業務の執行を委任し、経営に係る意思決定とマネジメントの質・スピードの向上を図る。
 2. 参天製薬は、取締役会を原則月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 3. 参天製薬において、社内・社外取締役で構成される任意の委員会である「戦略審議委員会」、「指名委員会」、「幹部報酬委員会」を設置して、所定の事項を審議し、参天製薬の取締役会に助言させる。
 4. 参天製薬において、参天グループの経営方針および業務執行に関する重要な事項について迅速かつ効率的に決議するために、各種会議体を設置する。
 5. 参天製薬は、取締役会規則、執行役員規程を定め、役割と権限を明確化する。また、決裁に関する規程・基準を整備し、意思決定の手順を明確にする。
 6. 参天グループ各社の業務が効率的に執行できるよう人事・組織体制を整備する。また、組織に係る規程・基準を設け、それぞれの組織・子会社における権限と責任を明確にする。
- ヘ. 参天グループにおける業務の適正を確保するための体制
1. 参天グループにおける企業活動の適正性向上のための体制整備については、参天製薬が助言・指導を行う管理体制を構築する。
 2. 参天製薬は、子会社管理規程を整備して、子会社の業務の適正を確保するために必要な事項を明確にし、これを参天グループの全ての会社に適用するとともに、主要な子会社の監査機能を強化する。
 3. 財務報告の信頼性の確保に関しては、関係する参天製薬の各部門・子会社がその業務の適正性に関して自己点検を行い、参天製薬の内部監査室がその妥当性を検証する体制を構築する。

- ト．監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1．参天製薬の監査役職務補助ならびに、必要な業務を行う者として、執行側の指揮命令に属さない専任の監査役スタッフをおく。
 - 2．監査役スタッフに関する人事異動は、社内の規定に基づき、参天製薬の代表取締役が監査役の同意を得て実施する。人事評価については、監査役が社内規定に基づき検討・決定した内容を尊重する。
- チ．参天グループの取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1．参天グループの取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、遅滞無く参天製薬の監査役および監査役会に報告する。
 - 2．1．以外についても、参天製薬の監査役は、必要に応じ随時に参天グループの取締役および従業員に対し報告を求めることができる。
 - 3．参天製薬の内部監査室と主要な子会社における監査部門は、その監査方針・計画、ならびに監査結果を定期的に参天製薬の監査役会に報告し、情報交換を行う。
 - 4．参天グループ各社でのコンプライアンスに関して疑義のある行為等について、社内外の相談窓口を通じて行われたか否かにかかわらず、参天グループの使用人が監査役に報告したことを理由とした不利益な取扱いは、一切行わない。
- リ．その他の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1．参天製薬の監査役および監査役会は、参天製薬の代表取締役をはじめとして、必要と考える参天グループの取締役・従業員と、定期的に、もしくは必要に応じて会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて意見交換し、相互認識と信頼関係を深める。
 - 2．参天製薬の監査役は、参天製薬の代表取締役と協議の上で希望する会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況に対する意見を述べるができる。
 - 3．参天製薬の監査役がその職務を遂行するために必要な費用は、会社が負担する。

責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および社外監査役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、会社法第427条第1項ならびに現行定款第27条および第35条に基づき、社外取締役および社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役および社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

内部監査および監査役監査の状況

(ア) 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続

当社は社長兼CEO直轄組織として内部監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた内部統制体制の整備・運用の状況を監査し、監査結果は代表取締役社長兼CEOおよび監査役に報告しています。

当社の監査役は4名で、3名が社外監査役、1名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度に開催された監査役会は10回であり、当事業年度末における監査役の平均出席率は100%です。監査役の職務を補助するための財務・会計・会社法等の知見を有するスタッフを3名配置しています。監査役は、取締役会への出席、代表取締役との意見交換会、執行幹部へのヒアリング、社内の重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社への往査、グループ会社監査役連絡会などを定例的に実施しています。

(イ) 内部監査、監査役監査および会計監査の相互連携

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）および会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領ならびに情報交換・意見交換を行っています。また、内部監査室とは、定期的および必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

社外取締役および社外監査役の状況

(ア) 社外取締役および社外監査役の員数ならびに社外取締役および社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社は取締役5名のうち、3名が社外取締役、監査役4名のうち、3名が社外監査役となっています。また、すべての社外取締役および社外監査役は、下記に記載する社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準を満たしており、当社との間に、社外取締役および社外監査役の独立性に影響を及ぼす人的関係・資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役および社外監査役は、5「役員の状況」に記載のとおり、当社株式を所有していません。

(イ) 社外取締役および社外監査役が当社のコーポレートガバナンスにおいて果たす機能および役割ならびに選任状況に関する当社の考え方および当社からの独立性に関する基準の内容
 社外取締役

氏名	当該社外取締役を選任している理由
奥村昭博	長年に渡る大学および大学院での経営学教授としての幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間です。
片山隆之	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって4年間です。
大石佳能子	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、取締役会では、議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上にも貢献されていることから、社外取締役として適任であり、選任しています。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間です。

社外監査役

氏名	当該社外監査役を選任している理由
水野裕	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べることで期待できるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって5年間です。
松沢幸一	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べることで期待できるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって2年間です。
足立誠一郎	長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有し、かつ東京証券取引所市場第一部に上場する企業において常勤監査役として監査業務に携わられており、監査役会および取締役会では、全社的な見地で、経営の視点を踏まえた適切な監査意見を述べることで期待できるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって1年間です。

社外取締役および社外監査役を選任するための方針および手続、ならびに、当社からの独立性に関する基準または方針の内容

社外取締役の独立性については、会社法上の社外取締役の要件に加え、下記の当社が定める基準を満たしていることを、指名委員会で確認しています。また、社外監査役についても、会社法上の社外監査役の要件に加え、下記の社外取締役および社外監査役の独立性基準を満たしていることを監査役会および指名委員会で確認しています。

なお、当社は社外取締役奥村昭博氏、片山隆之氏および大石佳能子氏ならびに社外監査役水野裕氏、松沢幸一氏および足立誠一郎氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出しています。

イ．取締役および監査役候補者の選任にあたっての方針および手続

1．取締役候補者の選任

当社は、代表取締役社長および社外取締役3名で構成する指名委員会において取締役候補者の選任について審議し、その結果の提言を受けた取締役会が取締役候補者を決定しています。指名委員会の審議においては、当社の基本理念とその背景にある精神を理解した上で、社内取締役については、卓越した専門性を有すること、経営の視点に立って意思決定に参画し、執行を監督できることなどを選任の指針としており、社外取締役については、企業経営の経験を有するか、あるいは企業経営に関する専門的な見識を有することによって、取締役会の議論の質の向上に貢献することができること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを選任の指針としています。

2．監査役候補者の選任

当社は、指名委員会において監査役候補者の推薦について協議し、監査役候補者として推薦された者について、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が監査役候補者として決定しています。監査役会が同意するにあたり、当社の基本理念とその背景にある精神を理解した上で、社内監査役については、倫理観・公正観を有していること、いずれかの領域で高い職務遂行経験を有することなどを判断の指針としており、社外監査役については、学術、法曹または経営の経験があり、それぞれの分野で豊富な経験と知識ならびに高い専門性を有していること、当社が定める独立性基準を満たしていることなどを判断の指針としています。

ロ．社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化ならびに経営の透明性および客観性の向上の観点から、社外取締役および社外監査役（以下、あわせて「社外役員」といいます。）と当社および当社の関係会社（以下、あわせて「参天グループ」といいます。）との間に利害関係がなく、「独立性」を有すると判断するための基準について、以下のとおり、定めています。

- 1．過去、参天グループの取締役、監査役または従業員でないこと。
- 2．過去3年以内に、個人または法人を問わず、参天グループの業務に直接関与し、年間1千万円以上の金銭その他の財産を得たことがあるコンサルタント、会計専門家、または法律専門家でないこと。
- 3．過去3年以内に参天グループに対する売上高が、当該会社の年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等（執行役員など取締役に準ずる者を含む、以下同じ。）であったことがないこと。また、過去3年以内に当該会社に対する売上高が、参天グループの年間売上高の2%以上を占める会社の取締役等であったことがないこと。
- 4．参天グループが発行済株式総数の10%以上を保有する会社、または当社の発行済株式総数の10%以上を保有する会社の取締役等でないこと。
- 5．参天グループのメインバンク、主幹事証券会社または主要取引生命保険もしくは損害保険会社の取締役等に就任したことがないこと。
- 6．参天グループの役員、または上記1～5のいずれかに該当する者の配偶者もしくは3親等以内の親族でないこと。
- 7．その他、社外役員としての職務を執行するうえで重大な利益相反を生じさせるような事項または社外役員としての判断に影響を及ぼすおそれのあるような関係がないこと。

ハ．社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において、コンプライアンスの状況および内部監査結果を含む内部統制体制の整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

社外監査役は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況および内部監査結果を含む内部統制体制の整備・運用状況について定期的に把握するとともに、代表取締役ならびに各執行部門長との意見交換を定期的に開催しています。また、内部監査室ならびに会計監査人等からの報告や意見交換等連携を通じて、監査の実効性を高めています。

社外取締役と社外監査役は、定期的に意見交換を行い、ガバナンス強化に向けた取り組みを継続しています。

役員の報酬等の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
 当事業年度の取締役、監査役に対する報酬等は3億円で、内訳は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		報酬 (年額)	株式報酬型ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	208	155	53	-	-	2
監査役 (社外監査役を除く。)	27	27	-	-	-	1
社外役員	65	65	-	-	-	8

(注) 対象となる役員の員数は、当事業年度中に就任していた者の合計で、2015年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および監査役1名を含んでいます。

ロ．報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額（百万円）				報酬等の総額（百万円）
			報酬（年額）	株式報酬型ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
黒川 明	取締役	提出会社	94	33	-	-	127

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針

当社は、指名委員会等設置会社ではありませんが、任意の委員会として、社外取締役も参加する幹部報酬委員会を設置し、取締役、監査役および執行役員が受ける報酬等の決定に関する基本方針を以下のように定めています。

- 1．優秀な人材を確保できるよう、競争力のある報酬水準を提供する。
- 2．株主および従業員に対し、説明責任を果たし得る報酬制度を目指す。
- 3．取締役および執行役員が職務遂行にあたり、意欲や士気を高めることができるよう、会社・個人業績について明確な目標設定とそれに基づく報酬とする。
- 4．取締役・執行役員、社外取締役、常勤監査役および社外監査役の4つの体系に区分する。

取締役が受ける報酬等の内容及び決定方法

- 1．取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、年次賞与およびストック・オプションで構成する。
- 2．基本報酬は、職務評価に基づく等級によって決定する。
- 3．年次賞与は、会社業績と個人業績によって決定する。
- 4．ストック・オプションは、取締役（社外取締役を除く）を支給対象とし、等級別の報酬額に基づき決定する。
- 5．社外取締役の報酬は、市場価値を参考にして決定する。

監査役が受ける報酬等の内容及び決定方法

- 1．監査役（社外監査役を除く）の報酬については、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。なお、報酬の個人別設定あるいは業績評価による報酬変動は、監査役制度の理念を踏まえ、行わない。
- 2．社外監査役の報酬は、幹部報酬委員会からの助言に基づき市場価値を参考にして、監査役の協議により決定する。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

29銘柄 42,969百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小野薬品工業株式会社	1,037,200	14,085	事業関係の強化 企業価値の向上
エーザイ株式会社	949,500	8,104	同上
第一三共株式会社	2,100,066	4,005	同上
田辺三菱製薬株式会社	682,200	1,407	同上
日本新薬株式会社	285,000	1,247	同上
協和発酵キリン株式会社	691,000	1,083	同上
生化学工業株式会社	415,600	950	同上
株式会社メディパルホールディングス	365,499	572	同上
小林製薬株式会社	35,644	307	同上
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	289	同上
東邦ホールディングス株式会社	130,050	264	同上
株式会社スズケン	38,388	155	同上
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	118	同上
アルフレッサ ホールディングス株式会社	25,304	43	同上
株式会社大木	49,509	24	同上
株式会社ほくやく・竹山ホールディングス	16,261	11	同上
クオール株式会社	1,000	1	同上
株式会社日阪製作所	800	1	同上
株式会社杉村倉庫	200	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
美津濃株式会社	440,000	275	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権
株式会社日阪製作所	70,000	74	同上
株式会社杉村倉庫	218,000	64	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度
 特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
小野薬品工業株式会社	1,037,200	24,711	事業関係の強化 企業価値の向上
エーザイ株式会社	949,500	6,428	同上
第一三共株式会社	2,100,066	5,255	同上
日本新薬株式会社	285,000	1,254	同上
富士フィルムホールディングス株式会社	215,200	958	同上
生化学工業株式会社	415,600	704	同上
株式会社メディパルホールディングス	368,175	656	同上
小林製薬株式会社	36,088	357	同上
東邦ホールディングス株式会社	130,050	313	同上
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	388,540	203	同上
株式会社スズケン	42,226	162	同上
株式会社バイタルケーエスケー・ホールディングス	128,474	114	同上
アルフレッサ ホールディングス株式会社	25,304	55	同上
大木ヘルスケアホールディングス株式会社	49,509	23	同上
株式会社ほくやく・竹山ホールディングス	16,261	11	同上
クオール株式会社	1,000	2	同上
株式会社日阪製作所	800	1	同上
株式会社杉村倉庫	200	0	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
美津濃株式会社	440,000	228	退職給付信託契約に基づく議決権行使の指図権
株式会社日阪製作所	70,000	58	同上
株式会社杉村倉庫	218,000	61	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名、および継続監査年数

業務を執行した公認会計士の氏名		所属する監査法人
指定有限責任社員	宮 林 利 朗	有限責任 あずさ監査法人
業 務 執 行 社 員	辻 井 健 太	

継続監査年数については、7年以内であるため、記載を省略しています。
 監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他13名で構成されています。

その他当社定款の定めについて

イ．取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款に定めています。

ロ．取締役選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

ハ．取締役の任期

当社は、取締役の任期について、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする旨を定款に定めています。

二．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

ホ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものです。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	70	49	69	1
連結子会社	-	-	-	-
計	70	49	69	1

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社11社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として58百万円、非監査業務に基づく報酬として565百万円の合計623百万円を支払っています。

(当連結会計年度)

当社およびSanten Oyをはじめとする当社の連結子会社16社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属する会計事務所に対して、監査証明業務に基づく報酬として76百万円、非監査業務に基づく報酬として76百万円の合計152百万円を支払っています。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、米メルク社の眼科製品の譲受けに係る財務デュー・ディリジェンス業務およびIFRS対応に関するアドバイザリー業務等があります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、海外出向に関するアドバイザリー業務があります。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで社内決裁手続きを経て決定しています。また、当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準と認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意の判断を行っています。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」といいます。)に準拠して作成しています。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」といいます。)に基づいて作成しています。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みおよびIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っています。具体的には以下のとおりです。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修へ参加しています。

(2) IFRSに基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針書を作成し、これに基づいてグループで統一した会計処理を行っています。また、国際会計基準審議会(IASB)が公表するプレスリリースおよび基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っています。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結純損益及びその他の包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
売上収益	6, 7	161,831	195,291
売上原価	9	56,373	72,829
売上総利益		105,458	122,463
販売費及び一般管理費	8, 9	48,893	59,406
研究開発費	9	17,477	19,990
製品に係る無形資産償却費	17	3,979	6,205
その他の収益	10	723	44,999
その他の費用	11	458	1,681
営業利益		35,374	80,180
金融収益	12	768	782
金融費用	12	279	1,492
税引前当期利益		35,863	79,470
法人所得税費用	13	11,831	26,097
当期利益		24,032	53,373
その他の包括利益			
純損益に振り替えられない項目：			
確定給付制度の再測定	14	303	1,007
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	14	7,863	7,395
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	14	248	2,389
その他の包括利益	14	8,414	4,000
当期包括利益合計		32,446	57,373
当期利益の帰属			
親会社の所有者持分		24,032	53,373
非支配持分		-	-
当期利益		24,032	53,373
当期包括利益合計の帰属			
親会社の所有者持分		32,446	57,373
非支配持分		-	-
当期包括利益合計		32,446	57,373
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	15	58.18	128.99
希薄化後1株当たり当期利益(円)	15	57.93	128.41

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
資産			
非流動資産			
有形固定資産	16	29,104	27,991
無形資産	17	84,433	83,681
金融資産	18	34,725	44,535
繰延税金資産	13	2,978	2,345
その他の非流動資産		2,288	2,109
非流動資産合計		153,528	160,660
流動資産			
棚卸資産	19	20,133	24,996
営業債権及びその他の債権	20	61,701	65,998
その他の金融資産	18	187	234
その他の流動資産		2,728	3,714
現金及び現金同等物	21	65,923	99,798
流動資産合計		150,672	194,739
資産合計		304,200	355,399

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
資本			
資本金	22	7,383	7,695
資本剰余金	22	8,077	8,389
自己株式	22	18	24
利益剰余金	22	178,840	221,945
その他の資本の構成要素	22,23	17,497	22,003
親会社の所有者に帰属する持分合計		211,779	260,009
資本合計		211,779	260,009
負債			
非流動負債			
金融負債	24	25,351	12,944
退職給付に係る負債	25	5,459	2,556
引当金	26	1,444	1,629
繰延税金負債	13	2,874	3,988
その他の非流動負債		953	1,043
非流動負債合計		36,081	22,161
流動負債			
営業債務及びその他の債務	27	20,250	24,504
その他の金融負債	24	19,298	19,881
未払法人所得税等		6,729	20,431
引当金	26	1,197	1,276
その他の流動負債		8,866	7,138
流動負債合計		56,340	73,230
負債合計		92,421	95,391
資本及び負債合計		304,200	355,399

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	注記番号	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2014年4月1日残高		7,264	7,959	9	162,727	-	4,118
当期包括利益							
当期利益					24,032		
その他の包括利益	14					303	7,863
当期包括利益合計		-	-	-	24,032	303	7,863
所有者による拠出及び所有者への分配							
新株の発行	22	119	118				
自己株式の取得	22			9			
配当金	22				8,259		
株式報酬取引	22,23						
その他					340	303	37
所有者による拠出及び所有者への分配合計		119	118	9	7,919	303	37
2015年3月31日残高		7,383	8,077	18	178,840	-	11,944

	注記番号	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	新株予約権	合計		
2014年4月1日残高		4,752	399	9,269	187,210	187,210
当期包括利益						
当期利益				-	24,032	24,032
その他の包括利益	14	248		8,414	8,414	8,414
当期包括利益合計		248	-	8,414	32,446	32,446
所有者による拠出及び所有者への分配						
新株の発行	22		32	32	205	205
自己株式の取得	22			-	9	9
配当金	22			-	8,259	8,259
株式報酬取引	22,23		186	186	186	186
その他				340	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	154	186	7,877	7,877
2015年3月31日残高		5,000	553	17,497	211,779	211,779

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	注記番号	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素	
						確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動
2015年4月1日残高		7,383	8,077	18	178,840	-	11,944
当期包括利益							
当期利益					53,373		
その他の包括利益	14					1,007	7,395
当期包括利益合計		-	-	-	53,373	1,007	7,395
所有者による拠出及び所有者への分配							
新株の発行	22	312	312				
自己株式の取得	22			5			
配当金	22				9,925		
株式報酬取引	22,23						
その他					343	1,007	664
所有者による拠出及び所有者への分配合計		312	312	5	10,268	1,007	664
2016年3月31日残高		7,695	8,389	24	221,945	-	18,676

	注記番号	その他の資本の構成要素			親会社の所有者に帰属する持分合計	資本合計
		在外営業活動体の換算差額	新株予約権	合計		
2015年4月1日残高		5,000	553	17,497	211,779	211,779
当期包括利益						
当期利益				-	53,373	53,373
その他の包括利益	14	2,389		4,000	4,000	4,000
当期包括利益合計		2,389	-	4,000	57,373	57,373
所有者による拠出及び所有者への分配						
新株の発行	22		86	86	538	538
自己株式の取得	22			-	5	5
配当金	22			-	9,925	9,925
株式報酬取引	22,23		249	249	249	249
その他				343	-	-
所有者による拠出及び所有者への分配合計		-	163	506	9,143	9,143
2016年3月31日残高		2,611	716	22,003	260,009	260,009

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記番号	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期利益		24,032	53,373
減価償却費及び償却費		6,958	9,338
減損損失		290	395
金融収益及び金融費用		529	545
法人所得税費用		11,831	26,097
処分グループ譲渡益	33	-	44,477
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		7,701	4,799
棚卸資産の増減(は増加)		521	5,388
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		1,251	4,376
引当金及び退職給付に係る負債の増減(は減少)		761	3,974
その他		2,554	653
小計		38,926	35,049
利息の受取額		81	67
配当金の受取額		548	573
利息の支払額		82	98
法人所得税の支払額		14,087	13,067
営業活動によるキャッシュ・フロー		25,386	22,525
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		84	21
定期預金の払戻による収入		184	21
投資の取得による支出		114	2,210
投資の売却及び償還による収入		4,149	2,682
有形固定資産の取得による支出		2,972	4,299
有形固定資産の売却による収入		656	696
無形資産の取得による支出		63,468	4,793
処分グループの譲渡による収入	33	-	45,000
その他		60	25
投資活動によるキャッシュ・フロー		61,709	37,052
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入		35,000	-
短期借入金の返済による支出		35,000	-
長期借入れによる収入		40,000	500
長期借入金の返済による支出		2,970	15,133
配当金の支払額		8,264	9,923
その他		194	489
財務活動によるキャッシュ・フロー		28,960	24,066
現金及び現金同等物の増減額		7,363	35,510
現金及び現金同等物の期首残高	21	72,397	65,923
現金及び現金同等物の為替変動による影響		889	1,636
現金及び現金同等物の期末残高	21	65,923	99,798

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

参天製薬株式会社および連結子会社（以下、参天製薬グループ）は、医薬品の製造・販売を中心に事業を展開しています。

参天製薬株式会社（以下、当社）は日本に所在する企業であり、本社所在地ならびに主要事業所の住所は、当社ホームページ（<http://www.santen.co.jp/>）にて開示しています。

また、株式は東京証券取引所に上場しています。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

参天製薬グループは、連結財務諸表規則第1条の2に規定される「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、連結財務諸表をIFRSに準拠して作成しています。

(2) 測定の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、「3. 重要な会計方針」に記載している金融商品等を除いて取得原価を基礎として作成しています。

(3) 機能通貨及び表示通貨

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨とし、百万円未満を四捨五入により表示しています。

(4) 新基準書の早期適用

参天製薬グループは、IFRS第9号「金融商品」（以下、IFRS第9号）（2010年10月および2011年12月改訂）を移行日（2013年4月1日）より早期適用しています。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるもので、金融商品に償却原価と公正価値との2つの測定区分を設定しています。公正価値で測定する金融資産に係る公正価値の変動は、純損益で認識することとなります。なお、資本性金融商品への投資に係る公正価値の変動は、売買目的で保有する場合を除いて、その他の包括利益で認識することが認められています。

(5) 連結財務諸表の承認

参天製薬グループの当連結会計年度の連結財務諸表は、2016年6月24日に代表取締役社長兼CEO 黒川 明および最高財務責任者である常務執行役員 チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）兼財務本部長 越路和朗によって承認されています。

3. 重要な会計方針

参天製薬グループでは、他に記載のない限り、以下に記載されている会計方針を、連結財務諸表に表示されている全ての期間において、継続的に適用しています。

(1) 連結の基礎

参天製薬グループの連結財務諸表は、当社および子会社ならびに関連会社の財務諸表に基づき作成されています。

子会社

子会社とは、参天製薬グループにより支配されている企業をいいます。

支配とは、投資先に対するパワーを有し、投資先への関与により生じるリターンの変動にさらされ、かつ、投資先に対するパワーを通じてリターンの額に影響を及ぼす能力を有している場合をいいます。

子会社の連結は、参天製薬グループが支配を獲得した日から開始し、支配を喪失した日に終了しています。

子会社に対する持分が支配獲得後に変動した場合、支配の喪失とならないものについては、資本取引として会計処理しています。

参天製薬グループ内の債権債務残高および取引ならびに参天製薬グループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたって消去しています。

なお、決算日が異なる子会社の財務諸表は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。

関連会社

関連会社とは、参天製薬グループがその財務および営業の方針決定に対して重要な影響力を有するものの、支配または共同支配していない企業をいいます。

関連会社に対する投資については、参天製薬グループが重要な影響力を有し始めた日から重要な影響力を喪失した日まで、持分法によって会計処理を行っています。

(2) 企業結合

企業結合については、取得法を用いて会計処理を行っています。

被取得企業における識別可能な資産および負債は、取得日の公正価値で測定しています。

取得対価は、企業結合で移転された対価、被取得企業の非支配持分の金額および段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計として測定し、この取得対価が、取得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。被取得企業の識別可能な資産および負債の正味価額が取得対価を上回る場合には、その超過額を取得日において純損益として認識しています。企業結合で移転された対価は、取得企業が移転した資産、取得企業に発生した被取得企業の旧所有者に対する負債および取得企業が発行した資本持分の取得における公正価値の合計で計算を行っています。

企業結合に関連して発生する費用については、発生時に費用処理を行っています。

(3) 外貨換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨への換算を行っています。

外貨建の貨幣性資産および負債は期末日の為替レートにより機能通貨への再換算を行い、その結果生じる差額を純損益として認識しています。

在外営業活動体の資産および負債は期末日の為替レートにより、収益および費用は、その期間中の為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨への換算を行い、その結果生じる差額はその他の包括利益として認識しています。なお、在外営業活動体を処分する場合には、当該営業活動体に関連した換算差額の累計額を処分時に純損益に振り替えています。

(4) 収益

売上収益

値引、割戻および消費税等の税金を控除後の、受領したまたは受領可能な対価の公正価値により収益の測定を行っています。なお、参天製薬グループでは主として次のものを売上収益として認識しています。

< 1 > 物品の販売から生じる収益

物品の販売においては、その販売によって物品の所有に伴う重要なリスクと経済価値が買手に移転し、物品に対する継続的関与および実質的支配が保持されず、将来の経済的便益が参天製薬グループに流入する可能性が高く、当該経済的便益およびそれに対する原価を信頼性をもって測定できる場合に、収益を認識しています。

< 2 > 知的財産権から生じる収益

知的財産権からの収益は、関連する契約の実質に従って発生主義で認識しています。

その他の収益

売上収益および金融収益に該当しない要因に基づく収益を、その他の収益として認識しています。

金融収益

< 1 > 利息収益

利息収益は、実効金利法により発生時に認識しています。

< 2 > 配当収入

配当収入は、保有する株式について配当の支払いを受ける権利が確定した時に認識していません。

(5) 研究開発費

参天製薬グループ内部で発生する研究開発に関する支出は、主要な市場における当局からの販売承認が得られない段階においては、IAS第38号「無形資産」(以下、IAS第38号)における資産計上の要件を満たさないと判断し、全て研究開発費として発生時に費用処理しています。

(6) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たしていること、かつ参天製薬グループが補助金を受領することについて、合理的な保証が得られた場合に公正価値で認識しています。

収益に関する政府補助金については、その補助金によって補償される関連コストを費用として認識する期間にわたって、定期的に純損益で認識しています。

資産に関する政府補助金については、繰延収益として認識し、当該資産の見積耐用年数にわたり定期的に純損益で認識しています。

(7) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、報告期間の末日において、制定されまたは実質的に制定されている税率を使用し、税務当局に納付または税務当局から還付されると予想される金額で算定しています。当期税金は、その税金がその他の包括利益または直接資本に認識される取引または事象から発生する場合および企業結合から発生する場合を除いて、当期の純損益で認識しています。

繰延税金は、報告期間の末日において、資産または負債の会計上の帳簿価額と税務基準額との差異のうち、将来の期において解消される一時差異に基づいて算定しています。将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金および繰越税額控除に対して、将来その使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で繰延税金資産を認識し、原則、将来加算一時差異に対して、繰延税金負債を認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引日に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識に対する一時差異については、繰延税金資産および繰延税金負債を認識していません。のれんの当初認識に対する将来加算一時差異についても繰延税金負債を認識していません。

子会社および関連会社に対する投資に関連して生ずる将来加算一時差異については、当該一時差異の解消時期をコントロールでき、予測可能な期間内に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合には繰延税金負債を認識せず、また、将来減算一時差異については、当該一時差異が予測し得る期間内に解消する可能性が高くない場合あるいは当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合に繰延税金資産を認識していません。

繰延税金資産および負債は、当該資産が実現する期または当該負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。

繰延税金資産と繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(8) 有形固定資産

有形固定資産は、当該資産の取得に直接関連する費用に、解体、除去および原状回復費用、ならびに資産計上の要件を満たす借入費用を含めて取得原価として認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

土地以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	: 3～50年
機械装置及び運搬具	: 3～10年
工具、器具及び備品	: 4～10年

なお、減価償却方法、残存価額および耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。

減損については、「(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

(9) 無形資産

無形資産は、個別もしくは企業結合によって取得した、物理的実体のない識別可能な非貨幣資産であり、主なものは、のれん、製品に係る無形資産およびソフトウェアです。

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、「(2) 企業結合」に記載のとおりです。当初認識後ののれんについては、償却は行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しています。のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位に配分しています。

のれん以外の無形資産

のれん以外で個別に取得した無形資産については、当該資産の取得に直接関連する費用を取得原価として認識しています。のれん以外で企業結合によって取得した無形資産については、企業結合日の公正価値に基づいて認識しています。

認識後の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

これらの無形資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数（概ね20年以内）にわたって定額法で償却しています。見積耐用年数は、法的保護期間または経済的耐用年数に基づいて算定し、定期的に見直しを行っています。

減損については、「(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損」に記載のとおりです。

なお、参天製薬グループの内部にて発生した研究開発に関する支出の取り扱いについては、「(5) 研究開発費」に記載のとおりです。

(10) 有形固定資産および無形資産に係る減損

有形固定資産および使用可能である無形資産については、各報告期間の末日現在に、資産または資金生成単位が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価し、減損の兆候がある場合には、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

のれんおよび未だ使用可能でない無形資産については、資産または資金生成単位の減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、減損テストを実施し、回収可能性を評価しています。

なお、資金生成単位とは、他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位をいいます。

回収可能性の評価においては、処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を回収可能価額とし、この回収可能価額と帳簿価額を比較して、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その額を減損損失として純損益で認識しています。なお、使用価値とは、資産または資金生成単位から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値です。

減損損失の戻入れについては、各報告期間の末日に、過年度に減損損失を計上した資産または資金生成単位において、当該減損損失が消滅または減少している可能性を示す兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能性を評価しています。回収可能価額が資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の帳簿価額から必要な償却または減価償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、減損損失の戻入れを行っています。ただし、のれんについては減損損失の戻入れを行いません。

(11) リース

所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転するリース取引は、ファイナンス・リースに分類しています。所有に伴うリスクと便益のほとんどすべてが借手に移転しないリース取引は、オペレーティング・リースに分類しています。

ファイナンス・リースにおいては、リース開始時のリース資産の公正価値または最低支払リース料総額の現在価値の低い方の金額をもって資産および負債として認識しています。認識されたリース資産は、当該資産の見積耐用年数またはリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却しています。

オペレーティング・リースにおいては、リース料はリース期間にわたって定額法で費用として認識しています。

(12) 金融商品

金融資産

< 1 > 当初認識及び測定

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識された金融資産は、その時点において下記(ア)・(イ)の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産として分類し、それ以外の場合には公正価値で測定する金融資産として分類しています。また、公正価値で測定する金融資産のうち、売買目的保有ではない資本性金融商品は、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益で認識しています。

(ア) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産が保有されている。

(イ) 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみが実際のキャッシュ・フローとして特定の日に生じる。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除いて、その時点の公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定しています。

公正価値で測定する金融資産は、公正価値を測定し、その変動を純損益を通じて認識しています。また、売買目的保有ではない資本性金融商品については、その変動をその他の包括利益を通じて認識し、公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。

< 3 > 減損

償却原価で測定する金融資産は、報告期間の末日ごとに減損の客観的証拠の有無を検討し、減損の客観的な証拠がある場合には、当該金融資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初認識時の実効金利で割り引いた現在価値との差額を減損損失として純損益で認識しています。

減損認識後に生じた事象により、減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を純損益にて戻入れています。

< 4 > 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、もしくは金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てを移転した場合、当該金融資産の認識を中止しています。その際、帳簿価額と対価の差額を純損益として認識しています。また、売買目的保有ではない資本性金融商品については、当該金融商品に係るその他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えています。

金融負債

< 1 > 当初認識及び測定

金融負債は、当該金融負債の契約条項の当事者となった取引日に当初認識しています。

当初認識された金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除いて、償却原価で測定する金融負債として分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除いて、その時点の公正価値に当該金融負債に直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

< 2 > 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。

公正価値で測定する金融負債は、公正価値を測定し、その変動を純損益を通じて認識しています。

< 3 > 認識の中止

金融負債は、契約で特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しています。

金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で決済するかまたは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に相殺していません。

デリバティブ

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために為替予約等のデリバティブ取引を利用しています。これらのデリバティブ取引は、契約が締結された時点で当初認識し、公正価値で測定しています。当初認識後においても、公正価値で再測定しています。ただし、ヘッジ手段であるデリバティブ取引は、ヘッジ会計を適用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行いません。

ヘッジ会計

デリバティブ取引の一部をキャッシュ・フロー・ヘッジに指定し、ヘッジ会計を適用しています。

ヘッジの開始時において、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的および戦略について文書化しています。また、ヘッジ関係が、ヘッジの開始時および指定されている期間中に、ヘッジされているリスクに起因するキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し、極めて有効であるかどうかを継続的に評価しています。キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定し、ヘッジ会計の要件を満たしている場合、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち、ヘッジが有効な部分はその他の包括利益で認識し、非有効部分は純損益で認識しています。

その他の包括利益で認識された金額は、ヘッジ対象が純損益で認識される期に、連結純損益及びその他の包括利益計算書において認識されたヘッジ対象と同じ項目にて純損益に振り替えています。

ヘッジ指定を取消した場合、ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使となった場合、あるいはヘッジ会計の要件を満たさない場合には、ヘッジ会計を中止しています。

(13) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。

取得原価には、原材料、直接労務費およびその他の直接費用ならびに関連する製造間接費用を含め、加重平均法に基づいて算定しています。正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額です。

(14) 現金及び現金同等物

手許現金、随時引き出し可能な預金、および取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資で、容易に換金可能であり、価値の変動について僅少なりスクしか負わないものを現金及び現金同等物としています。

(15) 売却目的で保有する資産

継続的使用ではなく、売却取引により帳簿価額が回収される非流動資産または処分グループのうち、現状で直ちに売却することが可能であり、かつ、売却の可能性が非常に高い場合に売却目的保有に分類しています。売却目的保有に分類された非流動資産または処分グループは、その帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(16) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式については、発行価額を資本金および資本剰余金に計上しています。資本取引の取引コストは、関連する税効果を考慮し資本剰余金から控除しています。

自己株式

当社が取得した自己株式については、支払対価で認識し、資本の控除項目として計上しています。自己株式の取得、売却または消却にあたっては損益を認識していません。自己株式を売却した場合には、帳簿価額と売却価額との差額を資本剰余金に計上しています。

(17) 株式報酬費用

取締役および執行役員に対する持分決済型の株式報酬制度として、ストック・オプション制度を採用しています。ストック・オプションは、付与日の公正価値で測定し、その公正価値はブラック・ショールズモデルを用いて算定し、付与日に費用および資本の増加として認識しています。

(18) 従業員給付

退職後給付

従業員への退職給付制度として、確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

< 1 > 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値および関連する当期勤務費用ならびに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しています。

割引率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

勤務費用および確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

数理計算上の差異、確定給付負債の純額に係る利息純額に含まれる金額を除く制度資産に係る収益および資産上限額の影響の変動については、発生時にその他の包括利益にて認識し、利益剰余金に振り替えています。

< 2 > 確定拠出制度

確定拠出型の退職給付費用については、拠出した時点で費用として認識しています。

短期従業員給付

短期従業員給付については、従業員が会社に勤務を提供したときに、当該勤務と交換に支払うことが見込まれる金額を割り引かずに費用として認識しています。

(19) 引当金

過去の事象の結果として、法的に、または推定的に現在の債務を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を持つ資源の流出が必要となる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に、引当金を認識しています。なお、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値を引当金の額としています。

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

参天製薬グループの連結財務諸表の作成において、経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用に関する報告金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っています。実際の業績は、これら会計上の見積りと異なる可能性があります。

経営者が行う重要な会計上の判断、見積り及び仮定は以下のとおりです。

- ・有形固定資産および無形資産に係る減損
- ・繰延税金資産の回収可能性
- ・引当金
- ・確定給付制度債務の測定
- ・金融商品の公正価値
- ・株式報酬費用

5. 未適用の公表済みの基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに公表済みの基準書及び解釈指針の新設または改訂のうち、参天製薬グループが早期適用していない主なものは以下のとおりです。

なお、これらの適用による参天製薬グループへの影響は検討中であり、現時点では見積ることはできません。

基準書及び解釈指針		強制適用時期 (以降開始年度)	参天製薬グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IAS第16号	有形固定資産	2016年1月1日	2017年3月期	減価償却の許容される方法の明確化
IAS第38号	無形資産	2016年1月1日	2017年3月期	償却の許容される方法の明確化
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2018年1月1日	2019年3月期	収益認識に係る基準の改訂
IFRS第9号	金融商品	2018年1月1日	2019年3月期	金融商品の分類、測定、減損及びヘッジ会計に関する改訂
IFRS第16号	リース	2019年1月1日	2020年3月期	リースの認識に関する会計処理の改訂

6. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

参天製薬グループの報告セグメントは、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっている構成単位から、参天製薬グループが主な事業内容としている医薬品の製造・販売を中心とする「医薬品事業」に係るものを集約したものです。

「医薬品事業」では、医療用および一般用医薬品の製造・販売を行っています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であり、セグメント間の内部売上収益又は振替高は、市場実勢価格に基づいています。

前連結会計年度（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	計	調整額	連結財務諸表
	医薬品				
外部顧客への売上収益	159,262	2,569	161,831	-	161,831
セグメント間の内部売上収益 又は振替高	-	623	623	623	-
計	159,262	3,192	162,454	623	161,831
セグメント利益又は損失()	35,976	602	35,374	-	35,374
			金融収益		768
			金融費用		279
			税引前当期利益		35,863

セグメント資産およびその他の項目

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	計	調整額 (注) 2	連結財務諸表
	医薬品				
セグメント資産	218,206	3,477	221,683	82,517	304,200
その他の項目					
減価償却費及び償却費	6,906	52	6,958	-	6,958
減損損失	-	290	290	-	290
非流動資産への追加額 (注) 3	66,312	183	66,495	-	66,495

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。
- 2 セグメント資産の調整額82,517百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金（株式、現金及び現金同等物）です。
- 3 非流動資産への追加額には、金融資産および繰延税金資産の増加額は含まれていません。

当連結会計年度（自 2015年4月1日 至 2016年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	計	調整額	連結財務諸表	
	医薬品					
外部顧客への売上収益	192,554	2,737	195,291	-	195,291	
セグメント間の内部売上収益 又は振替高	-	655	655	655	-	
計	192,554	3,392	195,946	655	195,291	
セグメント利益又は損失（ ）	81,159	979	80,180	-	80,180	
					金融収益	782
					金融費用	1,492
					税引前当期利益	79,470

セグメント資産およびその他の項目

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	計	調整額 (注) 2	連結財務諸表
	医薬品				
セグメント資産	226,779	3,416	230,196	125,204	355,399
その他の項目					
減価償却費及び償却費	9,325	13	9,338	-	9,338
減損損失	234	160	395	-	395
非流動資産への追加額 (注) 3	8,255	852	9,107	-	9,107

- (注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントで、医療機器事業などが含まれています。
 2 セグメント資産の調整額125,204百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社の余資運用資金（株式、現金及び現金同等物）です。
 3 非流動資産への追加額には、金融資産および繰延税金資産の増加額は含まれていません。

(2) 製品及びサービスごとの情報

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位: 百万円)

	医薬品				その他		合計
	医療用医薬品			一般医薬品	医療機器	その他	
	眼科薬	抗リウマチ薬	その他				
外部顧客への売上収益	136,059	9,629	6,868	6,706	2,327	242	161,831

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位: 百万円)

	医薬品				その他		合計
	医療用医薬品			一般医薬品	医療機器	その他	
	眼科薬	抗リウマチ薬	その他				
外部顧客への売上収益	172,545	3,495	5,510	11,004	2,394	343	195,291

(注) 抗リウマチ薬事業については、2015年8月にあゆみ製薬株式会社に事業承継しています。

(3) 地域ごとの情報

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位: 百万円)

	日本	欧州	米州	アジア	その他	計
外部顧客への売上収益(注)1	124,836	14,156	6,169	16,668	2	161,831
非流動資産(注)2	100,991	10,889	459	3,486	-	115,825

(注)1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位: 百万円)

	日本	欧州	米州	アジア	その他	計
外部顧客への売上収益(注)1	141,849	25,562	5,265	22,601	14	195,291
非流動資産(注)2	99,452	10,207	475	3,647	-	113,781

(注)1 売上収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。

2 非流動資産は資産の所在地を基礎とし、国または地域に分類しています。また、金融資産および繰延税金資産を含んでいません。

(4) 主要な顧客ごとの情報

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
株式会社スズケン	32,774	医薬品
株式会社メディセオ	27,491	医薬品

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	売上収益	関連するセグメント名
株式会社スズケン	37,592	医薬品
株式会社メディセオ	30,850	医薬品

7. 売上収益

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
物品の販売	155,785	190,343
その他	6,046	4,948
合計	161,831	195,291

8. 販売費及び一般管理費

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
給与及び賞与	14,663	17,447
広告宣伝費及び販売促進費	12,223	15,238
法定福利費	2,201	2,521
退職後給付費用	901	1,161
減価償却費及び償却費	819	1,024

9. 従業員給付費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
給与及び賞与	25,389	29,205
法定福利費	3,788	4,179
退職後給付費用(確定拠出制度)	1,107	989
退職後給付費用(確定給付)	1,075	1,186
株式報酬費用	186	249
その他	919	1,148
合計	32,464	36,955

(注) 従業員給付費用は、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に計上されています。

10. その他の収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
固定資産処分益	155	2
補助金収入	323	260
処分グループ譲渡益 (注)	-	44,477
その他	245	260
合計	723	44,999

(注) 抗リウマチ薬事業のあゆみ製薬株式会社への承継に伴う収益です。

11. その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
固定資産処分損	54	495
減損損失 (注)	290	395
処分グループ譲渡に伴う特別給付金	-	431
その他	114	360
合計	458	1,681

(注) 減損損失については、「16. 有形固定資産(2) 減損損失」および「17. 無形資産(2) 減損損失」に記載しています。

12. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	72	70
受取配当金		
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する金融資産	548	573
生命保険	144	140
受取配当金合計	692	712
その他	4	-
合計	768	782

(2) 金融費用の内訳

(単位 : 百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	88	94
その他	3	1
支払利息合計	91	96
為替差損	23	1,352
退職後給付に係る利息純額	65	43
その他	100	2
合計	279	1,492

13. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2014年4月1日)	純損益を通じて認識	その他の包括利益 において認識	前連結会計年度 (2015年3月31日)
将来減算一時差異				
退職給付に係る負債	3,296	105	177	3,014
委託研究	1,271	458	-	1,729
未払事業税	610	125	-	485
減価償却超過額	1,155	149	-	1,304
未払賞与	947	81	-	866
棚卸資産	454	10	-	444
有給休暇引当金	157	11	-	146
前受収益	246	4	-	242
減損損失	16	72	-	88
その他	1,098	40	-	1,138
小計	9,250	383	177	9,456
将来加算一時差異				
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産	2,433	4	3,380	5,809
製品に係る無形資産	5,074	171	-	4,903
特別償却準備金	11	6	-	5
その他	40	6	-	34
小計	7,558	187	3,380	10,751
税務上の繰越税額控除お よび繰越欠損金				
繰越税額控除	307	497	-	804
繰越欠損金	421	174	-	595
小計	728	671	-	1,399
純額	2,420	1,241	3,557	104

上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税合計との差額は為替の変動によるものです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	純損益を通じて認識	その他の包括利益 において認識	当連結会計年度 (2016年3月31日)
将来減算一時差異				
退職給付に係る負債	3,014	192	420	3,243
委託研究	1,729	205	-	1,934
未払事業税	485	792	-	1,277
減価償却超過額	1,304	187	-	1,116
未払賞与	866	78	-	788
棚卸資産	444	2	-	447
有給休暇引当金	146	10	-	136
前受収益	242	143	-	100
減損損失	88	15	-	73
その他	1,138	84	-	1,221
小計	9,456	457	420	10,334
将来加算一時差異				
その他の包括利益を通 じて公正価値で測定す る金融資産	5,809	-	2,526	8,335
製品に係る無形資産	4,903	307	-	4,596
特別償却準備金	5	5	-	-
その他	34	1	-	33
小計	10,751	312	2,526	12,965
税務上の繰越税額控除お よび繰越欠損金				
繰越税額控除	804	129	-	933
繰越欠損金	595	541	-	54
小計	1,399	412	-	987
純額	104	358	2,106	1,643

上表の純損益を通じて認識された一時差異の純額と、「(2) 法人所得税費用 純損益を通じて認識される法人所得税」に記載の繰延法人所得税合計との差額は為替の変動によるものです。

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
将来減算一時差異	265	574
税務上の繰越欠損金	6,651	7,093
繰越税額控除	1,401	1,114

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の失効予定は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
1年目	21	39
2年目	36	2
3年目	2	18
4年目	28	46
5年目以降	6,564	6,989
合計	6,651	7,093

当連結会計年度および前連結会計年度において税務上の繰越欠損金を認識している子会社があり、それらの税務上の繰越欠損金について、当連結会計年度において将来の課税所得の発生が見込まれる範囲内で繰延税金資産を54百万円（前連結会計年度は595百万円）認識しています。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の発生の有無に依存していますが、繰延税金資産の認識にあたって使用した将来の課税所得は、経営者が承認した事業計画のもとで想定されたものであり、過去の計画と実績の推移からその実現可能性は高いことから、繰延税金資産の回収可能性に問題はないと判断しています。

当連結会計年度および前連結会計年度において、当社は子会社の投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に解消しない可能性が高いためです。当連結会計年度において繰延税金負債を認識していない子会社の投資に係る将来加算一時差異は4,480百万円（前連結会計年度は2,481百万円）です。

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識される法人所得税

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
当期法人所得税		
当期	12,688	26,506
小計	12,688	26,506
繰延法人所得税		
一時差異等の発生および解消	1,323	708
税率の変更	466	299
小計	857	409
法人所得税費用 合計	11,831	26,097

当期法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における当期法人所得税の減少額は666百万円（前連結会計年度は558百万円）です。

繰延法人所得税には、従前は未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額と、繰延税金資産の評価減または以前に計上した評価減の戻入により生じた費用の額が含まれています。これに伴う当連結会計年度における繰延法人所得税の減少額は11百万円（前連結会計年度は830百万円）です。

適用税率の調整

当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率は、当連結会計年度が32.9%、前連結会計年度が35.5%となっています。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されています。

各連結会計年度の法定実効税率と実際負担税率との調整は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
法定実効税率	35.5%	32.9%
永久に損金又は益金に算入されない項目	0.8%	0.6%
試験研究費等の税額控除	3.6%	2.4%
子会社との税率差異	0.2%	0.2%
税率変更による影響	1.3%	0.4%
未認識の繰延税金資産の増減	0.6%	1.0%
その他	0.2%	0.5%
実際負担税率	33.0%	32.8%

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.18%から2016年4月1日に開始する連結会計年度および2017年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.76%に、2018年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）154百万円、繰延法人所得税299百万円、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動が454百万円、それぞれ増加し、確定給付制度の再測定が1百万円減少しています。

14. その他の包括利益

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額は次のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
確定給付制度の再測定		
当期発生額	480	1,428
組替調整額	-	-
税効果調整前	480	1,428
税効果額	177	420
税効果調整後	303	1,007
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 金融資産の純変動		
当期発生額	11,243	10,247
組替調整額	-	-
税効果調整前	11,243	10,247
税効果額	3,380	2,852
税効果調整後	7,863	7,395
在外営業活動体の換算差額		
当期発生額	248	2,389
組替調整額	-	-
税効果調整前	248	2,389
税効果額	-	-
税効果調整後	248	2,389
その他の包括利益	8,414	4,000

15. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
基本的1株当たり当期利益の算定上の基礎		
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	24,032	53,373
親会社の普通株主に帰属しない当期利益(百万円)	-	-
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	24,032	53,373
期中平均普通株式数(千株)	413,056	413,786
希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎		
基本的1株当たり当期利益の計算に使用する当期利益 (百万円)	24,032	53,373
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	24,032	53,373
期中平均普通株式数(千株)	413,056	413,786
新株予約権による普通株式増加数(千株)	1,799	1,864
希薄化効果調整後期中平均普通株式数(千株)	414,855	415,650
1株当たり当期利益(親会社の所有者に帰属)		
基本的1株当たり当期利益(円)	58.18	128.99
希薄化後1株当たり当期利益(円)	57.93	128.41

(注) 当社は、2015年2月24日開催の取締役会の決議に基づき、2015年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益を算定しています。

16. 有形固定資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

取得原価	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2014年4月1日残高	44,635	13,453	12,908	8,078	816	79,890
取得	196	87	642	-	3,496	4,421
建設仮勘定からの振替	275	748	324	-	1,347	-
処分	54	118	523	-	-	695
在外営業活動体の換算差額	84	47	14	5	72	184
2015年3月31日残高	45,136	14,217	13,337	8,073	3,037	83,800
取得	217	180	664	-	2,077	3,137
建設仮勘定からの振替	1,010	645	199	-	1,854	-
処分	54	169	929	1,133	-	2,284
在外営業活動体の換算差額	437	204	163	1	154	959
2016年3月31日残高	45,872	14,669	13,107	6,939	3,106	83,693

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2014年4月1日残高	30,616	11,242	10,857	-	-	52,715
減価償却費	1,203	550	667	-	-	2,420
減損損失	10	16	147	-	30	203
処分	45	20	509	-	-	574
在外営業活動体の換算差額	28	13	27	-	-	68
2015年3月31日残高	31,756	11,775	11,135	-	30	54,696
減価償却費	1,113	567	708	-	-	2,388
減損損失	15	47	65	-	0	127
処分	33	139	913	-	-	1,085
在外営業活動体の換算差額	185	153	86	-	0	423
2016年3月31日残高	32,666	12,098	10,909	-	31	55,703

(単位：百万円)

帳簿価額	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地	建設仮勘定	合計
2014年4月1日残高	14,019	2,211	2,051	8,078	816	27,175
2015年3月31日残高	13,380	2,442	2,202	8,073	3,007	29,104
2016年3月31日残高	13,206	2,572	2,198	6,939	3,076	27,991

(2) 減損損失

当連結会計年度において127百万円（前連結会計年度は203百万円）の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業に係る工具、器具及び備品等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業に係る工具、器具及び備品等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

(3) その他の開示

当連結会計年度における、決算日以降の有形固定資産の取得に係る重要なコミットメントは1,380百万円（前連結会計年度は1,535百万円）です。

17. 無形資産
 (1) 増減明細

(単位：百万円)

取得原価	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2014年4月1日残高	7,172	24,172	8,107	844	40,295
取得	-	62,639	226	891	63,756
仮勘定からの振替	-	-	548	548	-
処分	-	601	427	-	1,028
在外営業活動体の換算差額	594	668	7	65	1,204
2015年3月31日残高	6,578	85,542	8,447	1,252	101,819
取得	-	5,401	344	993	6,738
仮勘定からの振替	-	-	1,018	1,018	-
処分	-	-	55	3	58
在外営業活動体の換算差額	137	161	28	45	371
2016年3月31日残高	6,440	90,782	9,726	1,181	108,128

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2014年4月1日残高	-	6,664	6,280	741	13,685
償却費	-	3,979	551	8	4,538
減損損失	-	-	87	-	87
処分	-	601	378	-	979
在外営業活動体の換算差額	-	-	13	68	55
2015年3月31日残高	-	10,042	6,527	817	17,386
償却費	-	6,205	740	5	6,951
減損損失	-	234	31	2	268
処分	-	-	55	3	58
在外営業活動体の換算差額	-	30	32	37	99
2016年3月31日残高	-	16,452	7,212	784	24,447

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	製品に係る 無形資産	ソフトウェア	その他	合計
2014年4月1日残高	7,172	17,508	1,827	103	26,610
2015年3月31日残高	6,578	75,500	1,920	435	84,433
2016年3月31日残高	6,440	74,330	2,514	396	83,681

(2) 減損損失

当連結会計年度において268百万円（前連結会計年度は87百万円）の減損損失を計上しており、連結純損益及びその他の包括利益計算書の「その他の費用」に計上しています。

前連結会計年度において認識した減損損失は、その他の事業におけるソフトウェアであり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

当連結会計年度において認識した減損損失は、医薬品事業における製品に係る無形資産等であり、収益性が低下していることから、回収可能価額を使用価値により測定し、帳簿価額を回収可能価額まで減額したことによるものです。

(3) のれんの減損テスト

参天製薬グループは当連結会計年度において6,440百万円（前連結会計年度は6,578百万円）ののれんを計上しています。

当該のれんはSanten S.A.S.の買収によって生じたものであり、医薬品事業で減損テストを実施しています。

のれんの減損テストにおける回収可能価額は、参天製薬株式会社の市場株価を用いて測定しています。

回収可能価額は帳簿価額を上回っているため、当連結会計年度において減損損失を認識していません。

(4) その他の開示

無形資産のうち、製品に係る無形資産の償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「製品に係る無形資産償却費」に、それ以外の無形資産に係る償却費は、連結純損益及びその他の包括利益計算書において「売上原価」、「販売費及び一般管理費」および「研究開発費」に含まれています。

前連結会計年度および当連結会計年度において、自己創設無形資産はありません。

重要な無形資産

製品に係る無形資産のうち主要なものは、前連結会計年度に米メルク社から取得した眼科用医薬品に関する特許権、商標権、ドメイン名、製造販売承認権等であり、帳簿価額は前連結会計年度末58,257百万円、当連結会計年度末54,158百万円です。また、Santen S.A.S.の買収に伴い認識されたCyclokat（一般名：シクロスポリン）に係る権利および米マキュサイト社との契約により取得したDE-109（一般名：シロリムス）に関する権利を製品に係る無形資産に計上しており、帳簿価額はそれぞれ、前連結会計年度末7,688百万円、6,420百万円、当連結会計年度末6,932百万円、6,420百万円です。

米メルク社からの資産の譲受けに伴い計上した製品に係る無形資産のうち、既に償却を開始しているものの残存償却年数は9年～15年です。また、当連結会計年度よりCyclokatに関する製品に係る無形資産の償却を開始しており、残存償却年数は10年です。DE-109に関連する製品に係る無形資産については未だ使用可能でないため、償却を開始していません。

決算日以降の無形資産の取得に係るコミットメントは以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
研究開発マイルストーン	22,765	33,009
売上達成目標マイルストーン	38,262	39,310
合計	61,027	72,319

(注) 上記の表に記載された金額は、全てのマイルストーンが達成された場合の最大の支払額であり、現在価値への割引はされておらず、リスクについても考慮されていません。マイルストーンの達成は不確実性が高いため、全ての支払義務が生じる可能性は低く、実際の支払額は大幅に異なる可能性があります。

18. 金融資産（非流動）及びその他の金融資産（流動）

(1) 内訳

非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
その他	928	962
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
株式	33,634	43,413
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
施設利用権等	163	160
合計	34,725	44,535

流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
その他	187	234
合計	187	234

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式は主に政策投資目的で保有しており、短期的な売買による利得の獲得を目的としていないため、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しています。

公正価値の内訳

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の主な内訳及び公正価値は以下のとおりです。

(単位：百万円)

内訳	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
小野薬品工業株式	14,085	24,711
エーザイ株式	8,104	6,428
第一三共株式	4,005	5,255

その他

当連結会計年度末現在で保有している、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る当連結会計年度の受取配当金は534百万円（前連結会計年度は548百万円）です。

期中に処分したその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は以下のとおりです。

（単位：百万円）

銘柄	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
売却日時点の公正価値	40	2,682
累積利得・損失()	37	990
受取配当金	-	39

(注) これらは保有資産の流動化を目的に売却したものです。なお、当連結会計年度において、累積利得（税引後）664百万円（前連結会計年度は37百万円）をその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えています。

19. 棚卸資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
商品及び製品	16,036	20,036
仕掛品	585	516
原材料及び貯蔵品	3,512	4,443
合計	20,133	24,996

20. 営業債権及びその他の債権

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
受取手形及び売掛金	59,611	63,954
その他	2,094	2,048
貸倒引当金	4	4
合計	61,701	65,998

21. 現金及び現金同等物

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
現金及び預金	65,945	99,817
預入期間が3ヶ月超の定期預金	22	20
連結財政状態計算書上の現金及び現金同等物 合計	65,923	99,798
連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物	65,923	99,798

22. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金及び自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
株式の種類 (注) 1	普通株式	普通株式
授權株式数 (注) 5	220,000,000	1,100,000,000
発行済株式数 (注) 2		
期首	82,582,903	82,653,103
期中増減 (注) 3、5	70,200	331,538,412
期末	82,653,103	414,191,515
自己株式数		
期首	2,324	3,845
期中増減 (注) 4、5	1,521	18,524
期末	3,845	22,369

- (注) 1 普通株式は無額面です。
 2 発行済株式は全額払込済みとなっています。
 3 発行済株式数の期中増減は、株式分割および新株予約権の行使による新株の発行によるものです。
 4 自己株式数の期中増減は、株式分割および単元未満株式の買取請求に応じたことによるものです。
 5 当社は、2015年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しており、授權株式数が880,000,000株増加し1,100,000,000株、発行済株式数が330,612,412株増加し413,265,515株、自己株式数が15,380株増加し19,225株となっています。

(2) 資本剰余金

通常の新株の発行および新株予約権の行使による新株の発行の際に資本金に組み入れなかった資本準備金とそれ以外のその他資本剰余金からなります。

(3) その他の資本の構成要素

確定給付制度の再測定

確定給付制度に係る再測定による変動部分からなります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の認識が中止されるか減損されるまでに生じた当該資産の公正価値の純変動額の累積額が含まれます。

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

新株予約権

当社は新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しており、会社法第361条および第238条等の規定に基づき、新株予約権を付与しています。新株予約権としてその他の資本の構成要素に計上している金額は、それらの公正価値に基づく金額であり、また、それらの契約条件等は、「23. 株式報酬」に記載しています。

(4) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

当連結会計年度以前に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振り替えられたものからなります。

配当

() 配当金支払額

決議日	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度				
定時株主総会 (2014年6月25日)	4,129	50.00	2014年3月31日	2014年6月26日
取締役会 (2014年11月5日)	4,130	50.00	2014年9月30日	2014年11月28日
当連結会計年度				
定時株主総会 (2015年6月24日)	4,959	60.00	2015年3月31日	2015年6月25日
取締役会 (2015年11月4日)	4,966	12.00	2015年9月30日	2015年11月30日

(注) 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。基準日が2015年3月31日以前の1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当額を記載しています。

() 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議日	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度				
定時株主総会 (2015年6月24日)	4,959	60.00	2015年3月31日	2015年6月25日
当連結会計年度				
定時株主総会 (2016年6月24日)	5,384	13.00	2016年3月31日	2016年6月27日

(注) 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しています。基準日が2015年3月31日の1株当たり配当額については、当該株式分割前の配当額を記載しています。

23. 株式報酬

(1) ストック・オプションの契約条件等

付与対象者

当社取締役および当社執行役員

権利確定条件

付されていません。

付与されたストック・オプションの権利行使期間

付与日から10年以内

決済方法

株式決済

(2) ストック・オプション数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)		当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)	
	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	664,500	2,905	3,144,000	549
権利付与	34,500	1	141,800	1
権利行使 (注) 1	70,200	2,931	926,000	581
権利の満期消滅	-	-	48,000	496
期末未行使残高	628,800	2,742	2,311,800	503
期末行使可能残高	563,700	3,059	1,844,500	630

(注) 1 当連結会計年度の権利行使時点の加重平均株価は1,748円(前連結会計年度は6,663円)です。

2 当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施していますが、前連結会計年度に係る記載は当該株式分割の影響を反映させていません。

(3) 期末未行使ストック・オプションの行使価格の範囲及び加重平均残存期間

当連結会計年度における、未行使のストック・オプションの行使価格は1円～663円(前連結会計年度は1円～3,315円)であり、加重平均残存期間は5.4年(前連結会計年度は5.3年)です。

なお、当社は、2015年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施していますが、前連結会計年度に係る記載は当該株式分割の影響を反映させていません。

(4) 期中に付与されたストック・オプションの公正価値及び公正価値の測定方法

使用した評価技法

ブラック・ショールズ方式

公正価値並びにその主な基礎数値及び見積方法

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
決議年月日	2014年8月5日	2015年8月4日
公正価値(円)	5,382.98	1,756.27
付与日の株価(円)	6,000	1,895
行使価格(円)	1	1
予想ボラティリティ(%) (注)	28.6	24.2
予想残存期間(年)	6.5	6.5
予想配当利回り(%)	1.67	1.16
無リスク利率(%)	0.215	0.120

(注) 予想ボラティリティは各月末株価の前月末株価に対する値動き率を算定し、6.5年間の値動き率の標準偏差を年率にして算定しています。

(5) 株式報酬費用

当連結会計年度における、ストック・オプション制度に係る費用は249百万円(前連結会計年度は186百万円)です。

24. 金融負債(非流動)及びその他の金融負債(流動)

(1) 内訳

非流動負債の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
長期借入金(1年内返済予定除く)	25,304	12,914
ファイナンス・リース債務	47	30
合計	25,351	12,944

流動負債の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	11,767	9,524
ファイナンス・リース債務	43	16
未払金	6,525	8,511
その他	963	1,830
合計	19,298	19,881

25. 退職後給付

(1) 退職給付制度の概要

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度および確定拠出制度を採用しています。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度です。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金および年金を支給します。ただし、当社および一部の連結子会社は、確定給付企業年金制度にキャッシュバランスプランを導入しています。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されています。退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

(2) 確定給付制度

確定給付負債の純額

(単位：百万円)

	確定給付制度債務	制度資産の公正価値	確定給付負債の純額
2014年4月1日残高	17,217	11,816	5,401
当期勤務費用	1,010	-	1,010
利息収益()又は利息費用	210	145	65
確定給付負債の純額の再測定			
制度資産に係る収益	-	1,157	1,157
数理計算上の差異(人口統計上の仮定の変更)	227	-	227
数理計算上の差異(財務上の仮定の変更)	686	-	686
実績修正	236	-	236
確定給付負債の純額の再測定合計	677	1,157	480
為替レートの変動による影響額	11	6	5
事業主による制度への拠出額	-	422	422
制度からの支払額	529	270	259
その他	165	16	149
2015年3月31日残高	18,739	13,280	5,459
当期勤務費用	1,143	-	1,143
利息収益()又は利息費用	163	120	43
確定給付負債の純額の再測定			
制度資産に係る収益	-	282	282
数理計算上の差異(人口統計上の仮定の変更)	61	-	61
数理計算上の差異(財務上の仮定の変更)	1,272	-	1,272
実績修正	66	-	66
確定給付負債の純額の再測定合計	1,145	282	1,428
為替レートの変動による影響額	34	16	18
事業主による制度への拠出額	-	4,795	4,795
制度からの支払額	1,104	401	703
その他	341	341	-
2016年3月31日残高	20,394	17,837	2,556

制度資産の構成

(単位：百万円)

	活発な市場における公表市場価格の有無	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
株式	有	6,696	3,450
債券	有	3,741	9,853
生保一般勘定	無	1,540	1,681
その他	無	1,303	2,854
合計		13,280	17,837

年金資産の運用は、年金給付等の支払を将来にわたり確実にを行うため、許容されるリスクのもとで必要とされる総合収益を長期的に確保することを目的としています。この目的を達成するため、投資対象としてふさわしい資産を選択するとともに、その期待収益率およびリスク等を考慮した上で、将来にわたる最適な資産の組み合わせを決定しています。また、資産構成割合は、必要に応じて見直しを行うものとしています。

数理計算上の仮定

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
割引率(%)	0.93	0.41

確定給付制度債務の感応度分析

期末日時点で重要な数理計算上の仮定が以下のとおり変動した場合の確定給付制度債務の増加額および減少額()は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)		当連結会計年度 (2016年3月31日)	
	0.5%増加	0.5%減少	0.5%増加	0.5%減少
割引率	1,159	1,279	1,226	1,352

(注) 本分析においては、その他の変数は一定であることを前提としています。

確定給付制度の将来キャッシュ・フローに与える影響

翌連結会計年度の拠出額は451百万円と予想しています。

確定給付制度債務の加重平均デュレーションは、当連結会計年度は13.9年(前連結会計年度は14.4年)です。

26. 引当金

(1) 増減明細

(単位：百万円)

	資産除去 債務	事業構造 改善引当金	有給休暇 引当金	その他	合計	連結財政状態計算書に おける内訳	
						非流動	流動
2015年4月1日残高	224	766	1,198	453	2,641	1,444	1,197
増加額	11	-	774	793	1,578	-	-
減少額(目的使用)	10	-	781	267	1,058	-	-
減少額(戻入)	-	-	-	186	186	-	-
割引計算の期間利息費用	3	-	3	-	6	-	-
在外営業活動体の換算 差額	-	15	33	28	76	-	-
2016年3月31日残高	228	751	1,160	765	2,905	1,629	1,276

(2) 引当金の内容

資産除去債務は、工場設備等に対する有害物質の除去および賃借建物等に対する原状回復義務の発生に備えて、工事業者から入手した見積書等に基づき、将来支払が見込まれる額を使用見込期間に応じた割引計算を行った上で計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

事業構造改善引当金は、構造改革施策の実施に伴い発生する支出に備えるため、関連費用の見積額を計上しています。

また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想していますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

有給休暇引当金は、有給休暇制度に基づき従業員に対して付与される有給休暇の未消化分に対して、負債を認識しています。また、経済的便益の流出時期については、主に各連結会計年度の末日より1年超経過後と予想しています。

27. 営業債務及びその他の債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
支払手形及び買掛金	14,330	17,225
未払金	5,920	7,279
合計	20,250	24,504

28. 金融商品

(1) 資本管理

参天製薬グループでは、親会社所有者帰属持分比率および親会社所有者帰属持分当期利益率を重要な経営指標として捉え、その推移を注視するとともに、必要に応じて自己株式の市場での買入れおよび新株発行を実施することで、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤の維持を目指しています。

(2) 金融リスク管理の概要

参天製薬グループが保有する金融商品から生じるリスクには以下のものがあります。

信用リスク

ア) 概要

信用リスクとは、顧客または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に参天製薬グループが負う財務上の損失リスクであり、主に顧客に対する債権および投資から生じます。

(a) 営業債権及びその他の債権

信用管理規定に従い取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としています。

参天製薬グループと取引のある医薬品卸のうち、上位10社への取引高の集中度は、当連結会計年度における連結売上収益の65.0%（前連結会計年度は68.3%）に達しており、医薬品卸の倒産などにより貸倒が発生した場合、参天製薬グループの業績に影響を及ぼします。

(b) 金融資産（投資）

高い信用格付けを有する発行体が発行する債券のみを購入対象としています。

イ) 信用エクスポージャー

金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値は、連結財政状態計算書に表示されている減損後の帳簿価額となります。

ウ) 年齢分析

報告期間末日現在で、減損していない営業債権及びその他の債権の年齢分析は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
期日未経過	61,705	64,764
期日経過		
30日以内	-	604
30日超90日以内	-	404
90日超	-	229
期日経過合計	-	1,237
貸倒引当金	4	4
営業債権及びその他の債権合計	61,701	65,998

流動性リスク

ア) 概要

流動性リスクとは、現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスクであり、主に営業債務および借入金から生じます。

流動性リスクについては、月次で資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

イ) 満期分析

金融負債の期日別残高は以下のとおりです。

前連結会計年度（2015年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	20,250	20,250	20,250	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	37,071	37,243	11,867	11,698	9,575	4,103	-	-
未払金	6,525	6,525	6,525	-	-	-	-	-
その他	1,053	1,053	1,007	16	14	10	3	3
合計	64,899	65,071	39,649	11,714	9,589	4,113	3	3

当連結会計年度（2016年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上の キャッシュ ・フロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
営業債務及びその他の債務	24,504	24,504	24,504	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
借入金	22,438	22,519	9,574	8,340	4,104	501	-	-
未払金	8,511	8,511	8,511	-	-	-	-	-
その他	1,876	1,876	1,846	15	10	3	3	-
合計	57,329	57,411	44,435	8,355	4,114	504	3	-

当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行と短期借入契約を締結しており、各年度末における内容は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
借入契約の総額	45,000	-
借入実行額	35,000	-
差引額	10,000	-

(注) 上記の前連結会計年度の短期借入契約に基づく借入実行額35,000百万円は、2014年10月に長期借入れへ借換えしました。

なお、前連結会計年度の長期借入れの総額は40,000百万円であり、株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社日本政策投資銀行とそれぞれに締結した長期借入契約に基づくものです。

市場リスク

ア) 概要

市場リスクとは、市場価格の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。市場リスクは、為替リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクからなります。

為替リスクについては、同一通貨の外貨建金融資産残高と外貨建金融負債残高のバランスを調整することで対応しています。

変動利付金融商品も無く、重要な金利リスクは無いと判断しています。

その他の価格リスクについては、主に業務上の関係を有する企業の株式に影響を与えますが、定期的に時価を把握し、適宜、取締役会に報告する体制としています。

イ) 為替リスク

(a) 為替リスクに対するエクスポージャー

参天製薬グループの為替リスクに対するエクスポージャーについては以下のとおりです。

(単位：千通貨)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
	USD	USD
営業債権及びその他の債権	8,560	9,872
営業債務及びその他の債務	4,553	2,403
エクスポージャー純額	4,007	7,469

(b) 為替リスクの感応度分析

各期末日に、以下に示された割合で日本円が米ドルに対して高かった場合の純損益の増加(減少)額は以下のとおりです。

この分析は、期末日時点で参天製薬グループが合理的な可能性があると考えられる為替レート変数に基づいており、他のすべての変数(特に金利)が一定であると仮定しています。当該分析は前連結会計年度と同一の基礎に基づいて実施しています。なお、同じ割合で日本円安となった場合には、同一の額で反対の影響を与えます。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
	純損益	純損益
USD(5%高)	24	42

(3) 金融商品の公正価値

公正価値および帳簿価額

金融商品の帳簿価額および公正価値は以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品および帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次の表に含めていません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)		当連結会計年度 (2016年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
借入金	37,071	36,992	22,438	22,452

公正価値を算定する際に適用した方法及び評価技法
 金融商品の公正価値の評価方法は以下のとおりです。

・借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額と近似しています。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定する方法によっています。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で計上される金融商品を評価方法ごとに分析したものです。

それぞれのレベルは、以下のように定義付けられています。

レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格（調整前の価格）

レベル2：レベル1に含まれる市場価格以外の資産・負債について直接的（すなわち価格として）または間接的（すなわち価格に起因して）に観察可能なインプット

レベル3：観察可能な市場データに基づかない資産・負債についてのインプット（観察不能なインプット）

前連結会計年度（2015年3月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	32,664	-	970	33,634
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	21	142	163

当連結会計年度（2016年3月31日）

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	41,206	-	2,207	43,413
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
施設利用権等	-	20	141	160

公正価値ヒエラルキーのレベル間の重要な振替の有無は、毎期末日に判断しています。前連結会計年度および当連結会計年度において、レベル間の重要な振替はありません。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類される公正価値測定の期首残高と期末残高の調整表です。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
期首残高	1,236	1,112
購入	105	1,205
その他の包括利益	225	32
売却	2	1
その他	2	1
期末残高	1,112	2,348

(注) レベル3に分類した株式は、類似企業比較法または純資産に基づく評価モデル等により公正価値を測定していません。

29. オペレーティング・リース

(1) オペレーティング・リースの借手における解約不能な最低リース料総額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
1年以内	2,047	1,907
1年超5年以内	2,108	1,299
5年超	-	10
合計	4,155	3,217

(2) 費用として認識されたリース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
リース料総額	2,128	2,329

30. 子会社

(1) 参天製薬グループの構成

全ての子会社(23社)を連結しています。連結している子会社名は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりです。

31. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 経営幹部に対する報酬

当社における経営幹部は、社外を含めた全取締役を指します。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当連結会計年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
報酬	187	193
株式報酬	55	53
合計	242	246

32. 偶発事象

(1) 偶発負債

債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

なお、債務保証は履行可能性が低いため、負債として認識していません。

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (2015年3月31日)	当連結会計年度 (2016年3月31日)
従業員(借入金)	76	43

33. 売却目的で保有する処分グループ

当社は、2015年5月12日開催の当社取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業(以下、抗リウマチ薬事業)を、あゆみ製薬株式会社(旧 ヒュペリオンファーマ株式会社)(以下、あゆみ製薬)に対して承継(以下、本事業承継)させることを決議し、本事業承継に関し、同日付で吸収分割契約を締結しました。当該契約に基づく吸収分割(簡易吸収分割)は2015年8月3日に完了しました。

1. 事業承継の概要

(1) 本事業承継の目的

本事業承継により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬(DMARDs)市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。本事業承継により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すあゆみ製薬に承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life(QOL、生活の質)の向上に貢献できると考えています。

(2) 本事業承継の概要

会社分割の相手会社

あゆみ製薬株式会社

会社分割する事業の内容

抗リウマチ薬の販売・マーケティング、研究開発に係る事業

吸収分割日

2015年8月3日

本会社分割の方式

当社を分割会社とし、あゆみ製薬を承継会社とする吸収分割(簡易吸収分割)です。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるあゆみ製薬は、2015年8月3日に、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付しました。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

44,477百万円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

当社が、本事業承継に基づき分割した資産、負債の帳簿価額は軽微です。

(3) 会計処理

抗リウマチ薬事業の連結上の帳簿価額と、本事業承継の対価として当社が受け取った現金との差額から、外部のアドバイザーに支払った報酬の額を差し引いた金額を移転損益としてその他の収益に計上しています。

3. 分割した事業が含まれていた報告セグメントの名称

医薬品事業

4. 当連結会計年度の連結純損益及びその他包の括利益計算書に計上されている分割した事業に係る損益の概算額

売上収益 3,495百万円

営業利益 1,916百万円

34. 後発事象

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	47,975	97,873	149,204	195,291
税引前四半期 (当期) 利益 (百万円)	11,226	65,335	74,460	79,470
親会社の所有者に帰属する四 半期 (当期) 利益 (百万円)	7,541	43,657	49,887	53,373
基本的 1 株当たり四半期 (当 期) 利益 (円)	18.24	105.55	120.59	128.99

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
基本的 1 株当たり四半期利益 (円)	18.24	87.28	15.05	8.42

2【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	49,114	83,078
受取手形	501	568
売掛金	1 54,531	1 56,024
商品及び製品	12,402	13,411
仕掛品	34	109
原材料及び貯蔵品	3,065	3,375
繰延税金資産	2,227	4,611
その他	1 4,366	1 5,827
流動資産合計	126,240	167,003
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,659	9,940
構築物	160	140
機械及び装置	1,622	1,723
車両運搬具	2	1
工具、器具及び備品	1,431	1,317
土地	8,013	6,880
リース資産	15	13
建設仮勘定	1,649	2,272
有形固定資産合計	23,551	22,286
無形固定資産		
製造販売承認権	57,453	53,408
ソフトウェア	1,698	2,274
その他	409	373
無形固定資産合計	59,560	56,054
投資その他の資産		
投資有価証券	33,349	42,983
関係会社株式及び出資金	41,209	42,122
その他	1 2,453	1 4,210
投資その他の資産合計	77,011	89,315
固定資産合計	160,122	167,656
資産合計	286,362	334,659

(単位：百万円)

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 12,717	1 14,439
1年内返済予定の長期借入金	11,767	9,524
未払金	1 15,674	1 16,244
未払法人税等	6,222	19,913
未払消費税等	2,637	720
前受収益	735	324
賞与引当金	2,626	2,567
その他	1 376	1 470
流動負債合計	52,754	64,201
固定負債		
長期借入金	25,291	12,914
退職給付引当金	3,923	728
資産除去債務	224	228
繰延税金負債	493	3,769
その他	466	668
固定負債合計	30,397	18,307
負債合計	83,151	82,508
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,383	7,695
資本剰余金		
資本準備金	8,077	8,389
その他資本剰余金	0	0
資本剰余金合計	8,077	8,389
利益剰余金		
利益準備金	1,551	1,551
その他利益剰余金		
退職給与積立金	372	372
特別償却準備金	10	-
別途積立金	89,109	89,109
繰越利益剰余金	84,125	125,665
利益剰余金合計	175,167	216,697
自己株式	18	24
株主資本合計	190,609	232,757
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12,049	18,678
評価・換算差額等合計	12,049	18,678
新株予約権	553	716
純資産合計	203,211	252,151
負債純資産合計	286,362	334,659

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
売上高	1,138,432	1,156,117
売上原価	1,149,814	1,160,319
売上総利益	88,618	95,798
販売費及び一般管理費	1,255,430	1,265,085
営業利益	33,188	30,713
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,556	1,583
生命保険配当金	144	140
為替差益	118	-
その他	1,167	1,196
営業外収益合計	985	919
営業外費用		
支払利息	85	93
為替差損	-	832
借入手数料	100	-
減価償却費	64	105
その他	40	52
営業外費用合計	289	1,082
経常利益	33,884	30,550
特別利益		
固定資産処分益	59	2
投資有価証券売却益	-	990
事業譲渡益	-	44,268
特別利益合計	59	45,259
特別損失		
固定資産処分損	7	481
減損損失	232	43
事業譲渡に伴う特別給付金	-	431
特別損失合計	239	955
税引前当期純利益	33,704	74,855
法人税、住民税及び事業税	11,524	24,998
法人税等調整額	303	1,597
法人税等合計	11,221	23,401
当期純利益	22,483	51,454

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						退職給与積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,264	7,959	0	7,959	1,551	372	20	89,109	69,891	160,943
当期変動額										
新株の発行	119	118		118						-
剰余金の配当				-					8,259	8,259
特別償却準備金の取崩				-			10		10	-
当期純利益				-					22,483	22,483
自己株式の取得				-						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-						-
当期変動額合計	119	118	-	118	-	-	10	-	14,234	14,224
当期末残高	7,383	8,077	0	8,077	1,551	372	10	89,109	84,125	175,167

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	9	176,157	4,042	4,042	399	180,598
当期変動額						
新株の発行		237		-		237
剰余金の配当		8,259		-		8,259
特別償却準備金の取崩		-		-		-
当期純利益		22,483		-		22,483
自己株式の取得	9	9		-		9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	8,007	8,007	154	8,161
当期変動額合計	9	14,452	8,007	8,007	154	22,613
当期末残高	18	190,609	12,049	12,049	553	203,211

当事業年度(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						退職給与 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	7,383	8,077	0	8,077	1,551	372	10	89,109	84,125	175,167
当期変動額										
新株の発行	312	312		312						-
剰余金の配当				-					9,925	9,925
特別償却準備金の取崩				-			10		10	-
当期純利益				-					51,454	51,454
自己株式の取得				-						-
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)				-						-
当期変動額合計	312	312	-	312	-	-	10	-	41,540	41,529
当期末残高	7,695	8,389	0	8,389	1,551	372	-	89,109	125,665	216,697

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	18	190,609	12,049	12,049	553	203,211
当期変動額						
新株の発行		624		-		624
剰余金の配当		9,925		-		9,925
特別償却準備金の取崩		-		-		-
当期純利益		51,454		-		51,454
自己株式の取得	5	5		-		5
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)		-	6,630	6,630	163	6,793
当期変動額合計	5	42,148	6,630	6,630	163	48,941
当期末残高	24	232,757	18,678	18,678	716	252,151

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券.....償却原価法

子会社株式および関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの.....決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの.....移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により評価しています。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く).....定額法

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 31～50年

機械及び装置 8年

その他 4～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く).....定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

.....リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用.....均等償却

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため引当てたもので、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については、回収可能性の検討を行ったうえ個別見積額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため引当てたもので、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため引当てたもので、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を発生の上から費用処理しています。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約等の振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を行っています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約取引
- ・ヘッジ対象...外貨建金銭債務

(3) ヘッジ方針

主として資産・負債に係る為替変動、金利変動および株価変動リスクを回避するために、デリバティブ取引を利用しています。なお、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針です。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しています。なお、振当処理によっているものについては、有効性評価を省略しています。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しています。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
短期金銭債権	2,257百万円	3,101百万円
長期金銭債権	94	235
短期金銭債務	4,821	2,322

2 当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行と短期借入契約を締結しています。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
借入契約の総額	45,000百万円	- 百万円
借入実行額	35,000	-
差引額	10,000	-

(注) 上記の前事業年度の短期借入契約に基づく借入実行額35,000百万円は、2014年10月に長期借入れへ借換えしました。

なお、前事業年度の長期借入れの総額は40,000百万円であり、株式会社三菱東京UFJ銀行および株式会社日本政策投資銀行とそれぞれに締結した長期借入契約に基づくものです。

3 偶発債務

従業員の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っています。

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
従業員(借入債務)	76百万円	43百万円

4 輸出手形割引高

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
輸出手形割引高	67百万円	22百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	5,094百万円	6,535百万円
仕入高	2,229	2,018
その他	11,872	14,684
営業取引以外の取引による取引高	9	44

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度40%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度60%、当事業年度63%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2014年4月1日 至 2015年3月31日)	当事業年度 (自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
給料及び手当	7,769百万円	7,933百万円
賞与引当金繰入額	1,525	1,504
退職給付費用	914	1,014
減価償却費	4,243	5,769
研究開発費	18,565	23,707

(有価証券関係)

前事業年度(2015年3月31日)

子会社株式（貸借対照表計上額 37,409百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当事業年度（2016年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 38,322百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	2,609百万円	2,508百万円
関係会社株式評価損	2,004	1,901
前渡金	1,618	1,797
税務上の繰延資産	560	1,304
未払事業税等	485	1,277
賞与引当金	865	783
減価償却超過額	124	153
たな卸資産評価減	19	110
前受収益	242	100
減損損失	88	73
その他	1,003	1,092
繰延税金資産小計	9,617	11,098
評価性引当額	2,152	2,041
繰延税金資産合計	7,465	9,056
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,717	8,205
特別償却準備金	5	-
その他	9	9
繰延税金負債合計	5,731	8,214
繰延税金資産（負債）の純額	1,734	843

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2015年3月31日)	当事業年度 (2016年3月31日)
法定実効税率	35.5%	32.9%
（調整）		
永久に損金又は益金に算入されない項目	0.1	0.1
試験研究費等の税額控除	3.9	2.6
住民税均等割	0.2	0.1
税率変更による影響	2.0	0.6
その他	0.4	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3	31.3

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.18%から2016年4月1日に開始する事業年度および2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.76%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.52%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円、法人税等調整額が437百万円、その他有価証券評価差額金が446百万円、それぞれ増加しています。

（企業結合等関係）

（吸収分割による事業承継）

当社は、2015年5月12日開催の当社取締役会において、当社の抗リウマチ薬に係る事業（以下、抗リウマチ薬事業）を、あゆみ製薬株式会社（旧 ヒュペリオンファーマ株式会社）（以下、あゆみ製薬）に対して承継（以下、本事業承継）させることを決議し、本事業承継に関し、同日付で吸収分割契約を締結しました。当該契約に基づく吸収分割（簡易吸収分割）は2015年8月3日に完了しました。

1. 事業承継の概要

（1）本事業承継の目的

本事業承継により、当社は眼科領域に特化し、従来にもまして専門性を高めて患者さんの高度な医療ニーズへ貢献することで、2020年までにグローバル眼科薬市場で3位以内に入ることを目指します。他方、抗リウマチ薬事業においては疾患修飾抗リウマチ薬（DMARDs）市場で国内第一位の市場シェアを有するなど、これまで確固たる市場プレゼンスを築いてまいりました。本事業承継により、当社の抗リウマチ薬事業が、整形・リウマチスペシャリティファーマを目指すあゆみ製薬に承継されることで、これまで以上に、患者さんのQuality of Life（QOL、生活の質）の向上に貢献できると考えています。

（2）本事業承継の概要

会社分割の相手会社

あゆみ製薬株式会社

会社分割する事業の内容

抗リウマチ薬の販売・マーケティング、研究開発に係る事業

吸収分割日

2015年8月3日

本会社分割の方式

当社を分割会社とし、あゆみ製薬を承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

吸収分割に係る割当ての内容

承継会社であるあゆみ製薬は、2015年8月3日に、分割会社である当社に対して、抗リウマチ薬事業の権利義務を承継する対価として450億円の金銭を交付しました。

2. 実施した会計処理の概要

（1）移転損益の金額

44,268百万円

（2）移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

当社が、本事業承継に基づき分割した資産、負債の帳簿価額は軽微です。

（3）会計処理

抗リウマチ薬事業の帳簿価額と、本事業承継の対価として当社が受け取った現金との差額から、外部のアドバイザーに支払った報酬の額を差し引いた金額を移転損益として特別利益に計上しています。

3. 分割した事業が含まれていた報告セグメントの名称

医薬品事業

4. 当事業年度の損益計算書に計上されている分割した事業に係る損益の概算額

売上高	3,495百万円
営業利益	1,916百万円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定資産	建物	10,659	72	3 (2)	788	9,940	27,879
	構築物	160	-	1	20	140	1,442
	機械及び装置	1,622	464	0	363	1,723	8,723
	車両運搬具	2	-	0	1	1	88
	工具、器具及び備品	1,431	376	47 (9)	443	1,317	8,940
	土地	8,013	-	1,133	-	6,880	-
	リース資産	15	-	-	3	13	5
	建設仮勘定	1,649	1,103	480	-	2,272	-
	計	23,551	2,016	1,663 (10)	1,617	22,286	47,077
無形 固定資産	製造販売承認権	57,453	1,087	-	5,132	53,408	-
	ソフトウェア	1,698	1,245	31 (31)	639	2,274	-
	その他	409	1,024	1,059 (2)	2	373	-
	計	59,560	3,356	1,090 (32)	5,773	56,054	-

(注) 1 「当期減少額」の欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

2 「減価償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれています。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	2,626	2,567	2,626	2,567

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.santen.co.jp/jp/pn
株主に対する特典	なし

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を当社に対して売り渡すことを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並び に確認書	(第103期)	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日	2015年6月24日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びそ の添付書類	(第103期)	自 2014年4月1日 至 2015年3月31日	2015年6月24日 関東財務局長に提出
(3) 臨時報告書		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第9号の2(株 主総会における議決権行使の結 果)の規定に基づくもの)	2015年6月25日 関東財務局長に提出
		(企業内容等の開示に関する内閣 府令第19条第2項第2号の2(当 社ストックオプション制度に基づ く新株予約権の発行)の規定に基 づくもの)	2015年8月4日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書の 訂正報告書			2015年9月1日 関東財務局長に提出
			「2015年8月4日の提出の臨時報告書」に係る訂正報告書
(5) 四半期報告書 及び確認書	(第104期第1四半期)	自 2015年4月1日 至 2015年6月30日	2015年8月7日 関東財務局長に提出
	(第104期第2四半期)	自 2015年7月1日 至 2015年9月30日	2015年11月6日 関東財務局長に提出
	(第104期第3四半期)	自 2015年10月1日 至 2015年12月31日	2016年2月5日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2016年6月24日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 林 利 朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結純損益及びその他の包括利益計算書、連結財政状態計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93条の規定により国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、国際会計基準に準拠して、参天製薬株式会社及び連結子会社の2016年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、参天製薬株式会社の2016年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、参天製薬株式会社が2016年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2016年6月24日

参天製薬株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 林 利 朗
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている参天製薬株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第104期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、参天製薬株式会社の2016年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しています。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。